

第8期昭和村高齢者福祉計画・昭和村介護保険事業計画

《令和3年度～令和5年度》

昭和村高齢者元気いきいきプラン
～ともに支え合い、安心して暮らせる村づくり～

令和3年3月
福島県昭和村

目 次

第1章	計画策定の趣旨等	
第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	計画期間	1
第4	計画の策定体制	2
第2章	本村高齢者を取り巻く現状	
第1	高齢者等の現状	2
第2	高齢者の日常生活と社会参加の状況	5
第3	認知症に対する認識の状況	9
第4	高齢者の介護の状況	10
第3章	日常生活圏域	
第1	日常生活圏域の設定	12
第4章	計画の方向性	
第1	基本理念	13
第2	基本的な目標	13
第3	重点課題とそれに対する取り組み	13
	▶施策の体系図	14
第5章	施策の展開	
第1	生きがい対策の充実	15
第2	高齢者の安心・快適な暮らしの確保	16
第3	認知症対策・権利擁護の推進	17
第4	介護予防・地域支援体制の充実	19
第5	介護サービスの充実	24

第6章	高齢者人口・サービス量等の現状と将来推計	
第1	各年の高齢者等の状況	27
第2	介護保険サービスの状況	31
第3	地域支援事業等の状況	33
第4	給付費の推計	34
第7章	第1号被保険者の介護保険料	
第1	保険給付費の財源構成	37
第2	保険料の設定	38
第3	所得段階別の保険料	39
第8章	自立支援・重度化防止に向けた各種施策の目標値	
第1	自立支援・重度化防止に向けた各種施策の目標値の設定	41
第9章	介護給付適正化計画	
第1	介護給付適正化	43
第2	介護給付適正化事業の目標値	43
第10章	計画の進行管理	
第1	計画の進行管理	45
資料編		46
	▶第5章に掲げる事業一覧	

第1章 計画策定の趣旨等

第1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少を続ける一方、平成27年（2015年）には団塊の世代が65歳以上となり、高齢者人口は大幅に増加しています。昭和村においても、令和2年10月1日時点で高齢化率が57.1%となり、今後も高齢化率は進行していく見込みです。

今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊世代のジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが必要です。

このような状況を踏まえ、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第8期昭和村高齢者福祉計画・第8期昭和村介護保険事業計画」については、高齢化率のピークを迎える令和7年（2025年）、更には団塊世代のジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）も見据え、村民と行政が手を組み、共に助け合い「地域共生社会」の実現を目指すものとして、策定します。

第2 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

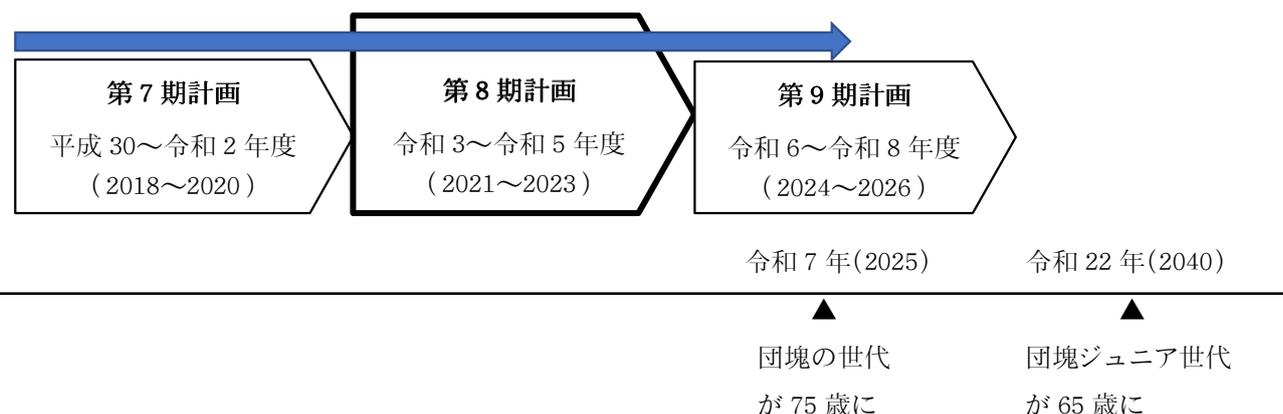
本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。

2 上位計画・関係計画との関係

本計画は、将来における本村のあるべき姿と進むべき方向性について、基本的な指針を定めた最上位計画である「昭和村振興計画」、福祉の村づくりを示す総論的な計画である「昭和村地域福祉計画」や福祉関連の各種個別計画との整合性を図った上で策定します。

第3 計画期間

本計画は、3年ごとに見直しを行うこととし、令和3年度から令和5年度までの3か年を第8期計画として、令和2年度に策定します。



第4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「第6次昭和村振興計画」や「昭和村地域福祉計画」で掲げられた基本理念・方針をもとに、第7期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の評価分析を行うとともに、高齢者の生活実態や介護保険事業の需要などの把握を目的に全高齢者に対して「日常生活圏域ニーズ調査」を、介護サービスの在り方を検討することを目的に在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象に「在宅実態調査」を実施しました。

また、計画策定においては、福島県や関係部署と連携を図るとともに、本村の福祉全般を審議する保健福祉審議会での検討を経て、現状と今後の展望を踏まえながら計画を策定しました。

第2章 本村高齢者を取り巻く現状

第1 高齢者等の現状

1 人口構成の状況

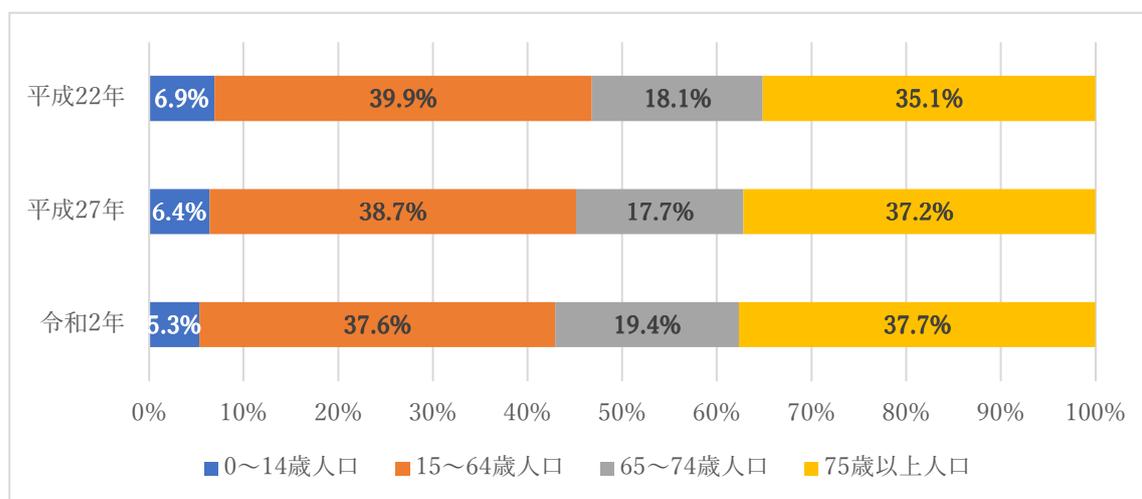
本村の総人口は、昭和30年（1955年）の4,810人をピークに減少に転じており、平成12年（2000年）に2,000人を割り、令和2年10月時点では1,221人となっています。

総人口に対する人口構成別の割合をみると、年少人口（0～14歳人口）は、平成22年の6.9%から令和2年に5.3%（1.6ポイント減）へ、生産年齢人口（15～64歳人口）は、平成22年の39.9%から令和2年に37.6%（2.3ポイント減）へと減少しています。

一方、高齢者人口（65歳以上人口）は、平成22年の53.2%から令和2年に57.1%（3.9ポイント増）に増加しており、そのうち特に要介護状態になりやすい75歳以上人口では、平成22年の35.1%から令和2年に37.7%（2.6ポイント増）へと増加しています。

次に本村の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）をみると、令和2年で57.1%となっており、国や県と比較しても大きく上回っています。

人口構成別状況



（注）平成22年、平成27年は国勢調査、令和2年は10月1日現在住民基本台帳人口

本村の高齢者等の状況と国・県との比較

区 分		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
村	総人口（人）	1,500	1,322	1,221
	65 歳以上（人）	798	725	697
	65～74 歳（人）	271	234	237
	75 歳以上（人）	527	491	460
	高齢化率（％）	53.2	54.8	57.1
国	高齢化率（％）	23.0	26.6	28.8
県	高齢化率（％）	25.0	28.7	31.8

（注）平成 22 年、平成 27 年は国勢調査、令和 2 年は 10 月 1 日現在住民基本台帳人口

2 要支援・要介護者の状況

要支援・要介護認定者数は、平成 27 年 161 人、平成 30 年 155 人、令和 2 年 158 人となっており、微増傾向にあります。

また、令和 2 年の要介護度別の分布は、要介護 2 がもっとも多く、ついで要介護 4、要介護 3 となっています。

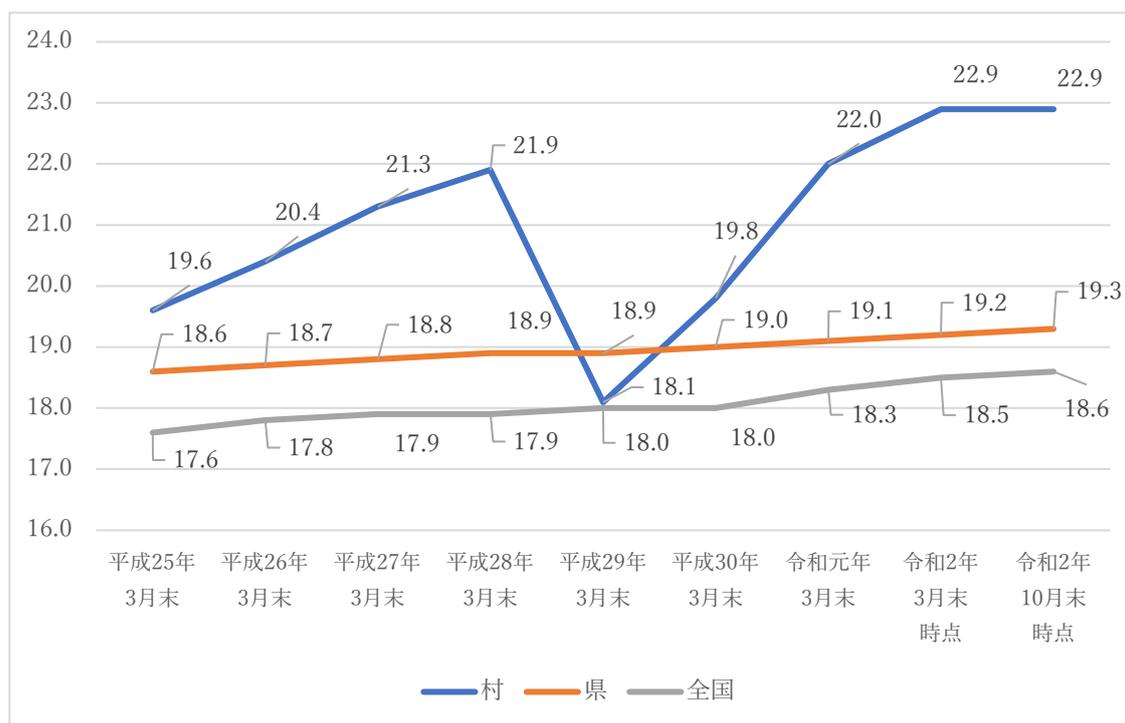
次に 65 歳以上の高齢者に対する要支援・要介護認定者の割合である認定率をみると、令和元年度からは、22%を超えている状況にあります。

要支援・要介護認定者数

区 分	平成 27 年		平成 30 年		令和 2 年	
要支援1	30 人	18.6%	22 人	14.2%	25 人	15.8%
要支援2	23 人	14.3%	16 人	10.3%	12 人	7.6%
要支援 計	53 人	32.9%	38 人	24.5%	37 人	23.4%
要介護1	19 人	11.8%	18 人	11.6%	17 人	10.7%
要介護2	24 人	14.9%	20 人	12.9%	32 人	20.3%
要介護3	27 人	16.8%	35 人	22.6%	30 人	19.0%
要介護4	21 人	13.0%	30 人	19.4%	31 人	19.6%
要介護5	17 人	10.6%	14 人	9.0%	11 人	7.0%
要介護 計	108 人	67.1%	117 人	75.5%	121 人	76.6%
合 計	161 人	100.0%	155 人	100.0%	158 人	100.0%
第 1 号被保険者数	735 人	—	706 人	—	691 人	—

（注）平成 27 年、平成 30 年は 3 月末、令和 2 年は 10 月末の介護保険事業状況報告月報数値
出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

本村の認定率と国・県との比較



(注) 要支援・要介護認定者数には第2号被保険者を除く

出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

3 認知症高齢者の状況

全国の認知症の人の数は、国の推計によれば、平成24年（2012年）には約462万人、平成30年（2018年）には約500万人、令和7年（2025年）には、約700万人を超え、高齢者の約5人に1人が認知症になると見込んでおり、今後も増加することが予想されています。

	令和2年
認知症高齢者数	102人

(注) 1 村独自調べ（令和3年1月25日現在）

2 認知症高齢者数は要支援・要介護認定者のうち認知症自立度Ⅱa以上の者

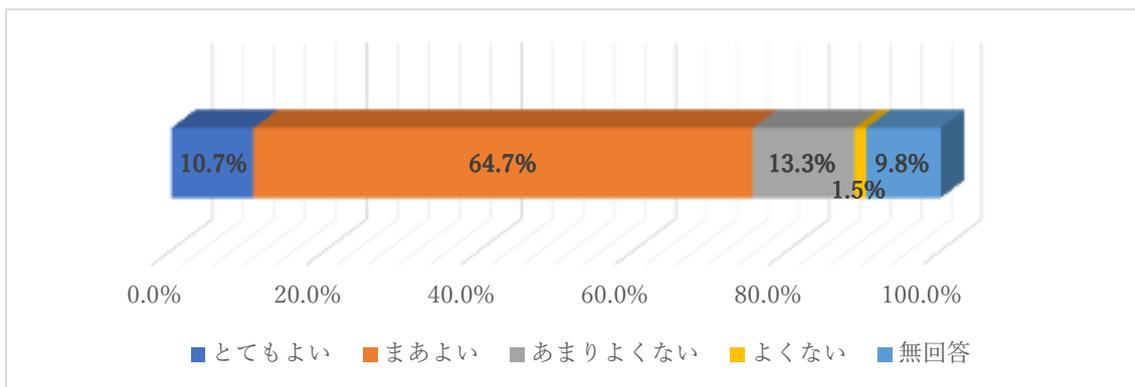
第2 高齢者の日常生活と社会参加の状況

本村が実施した日常生活圏域ニーズ調査結果による日常生活と社会参加の状況は次のとおりとなっています。

1 日常生活の状況

▶健康状態

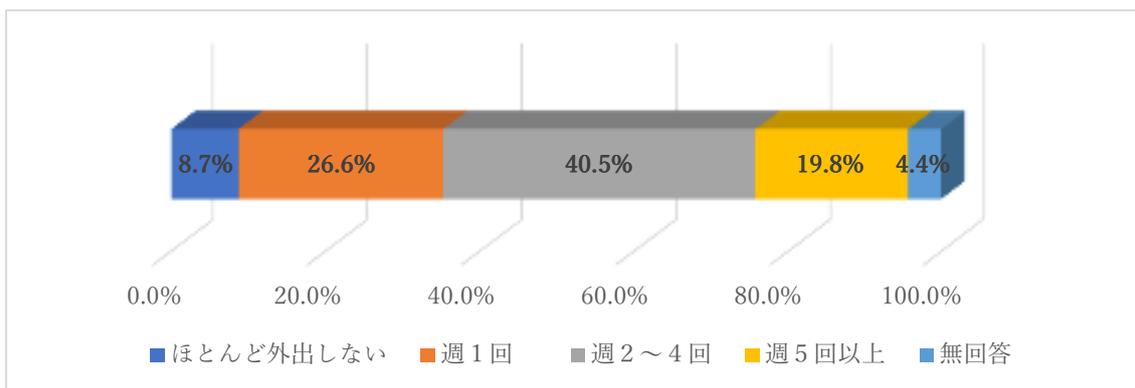
調査対象者の現在の主観的健康観をみると、「まあよい」が64.7%と最も多く、次いで「あまりよくない」の13.3%、「とてもよい」の10.7%などとなっており、75.4%の方は健康であると回答しています。



▶外出の頻度

外出頻度をみると「週2~4回」が40.5%と最も多く、次いで「週1回」の26.6%、「週5回以上」の19.8%などとなっています。

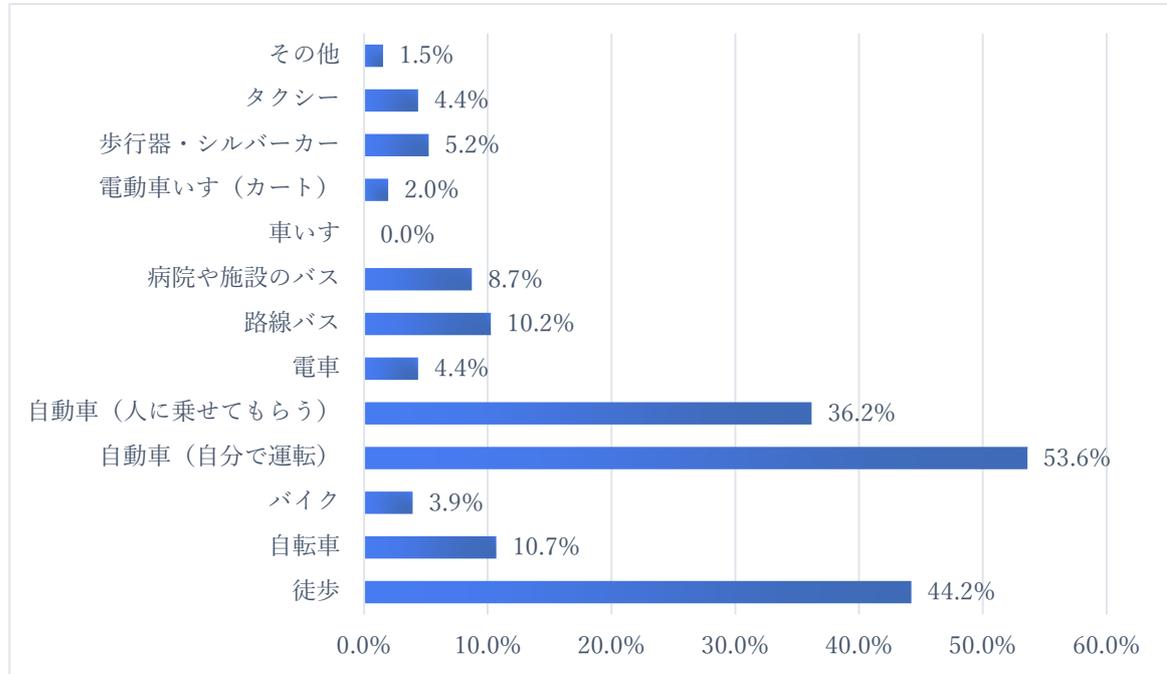
また、「週1回」と「ほとんど外出しない」を合わせた週1回以下の割合は35.3%となっており、年齢階級別にみると加齢に伴い割合が高くなる傾向にあります。



外出する際の移動手段

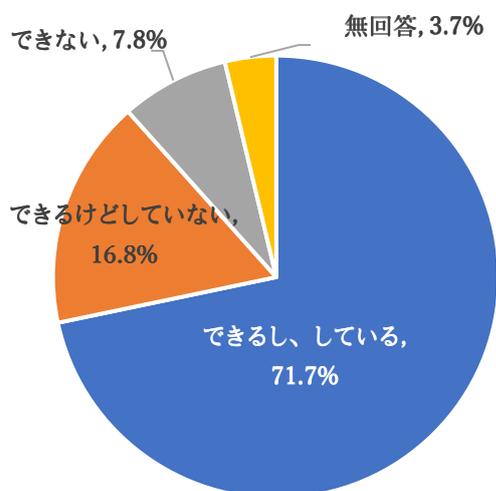
外出する際の移動手段をみると、「自動車（自分で運転）」が53.6%と最も多く、次いで「徒歩」の44.2%、「自動車（人に乗せてもらう）」の36.2%などとなっています。

地理的条件や公共交通機関の未充足分等が、自家用車等に頼らざるを得ない要因であると考えられます。



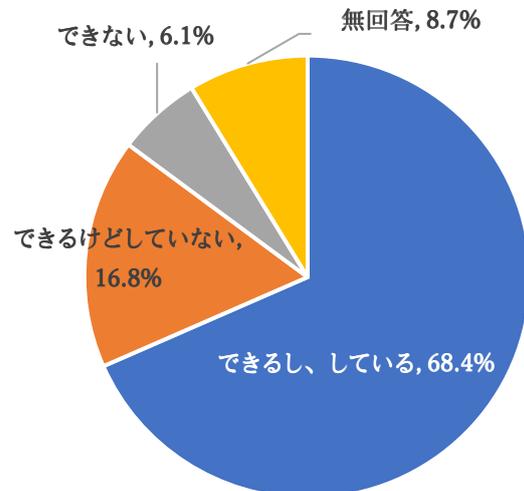
バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）

「できる」と回答した割合が71.7%で、「できるけどしていない」と回答した割合は16.8%となっています。



自分で食事の用意をしていますか

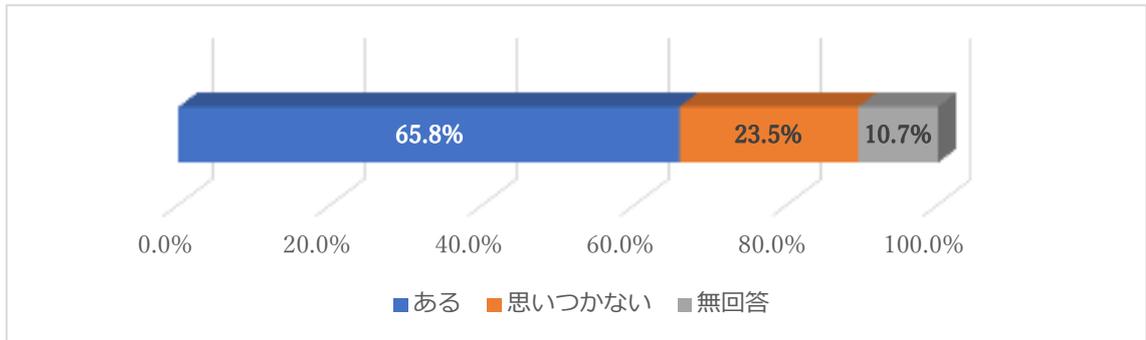
「できる」と回答した割合が68.4%で、「できるけどしていない」と回答した割合は16.8%となっています。



2 生きがい・社会参加の状況

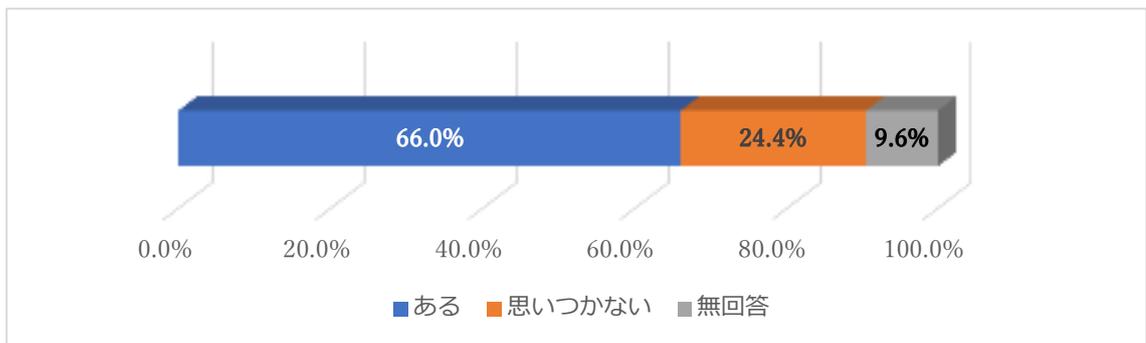
▶趣味の有無

趣味の有無をみると、「ある」が65.8%で、「思いつかない」が23.5%となっています。



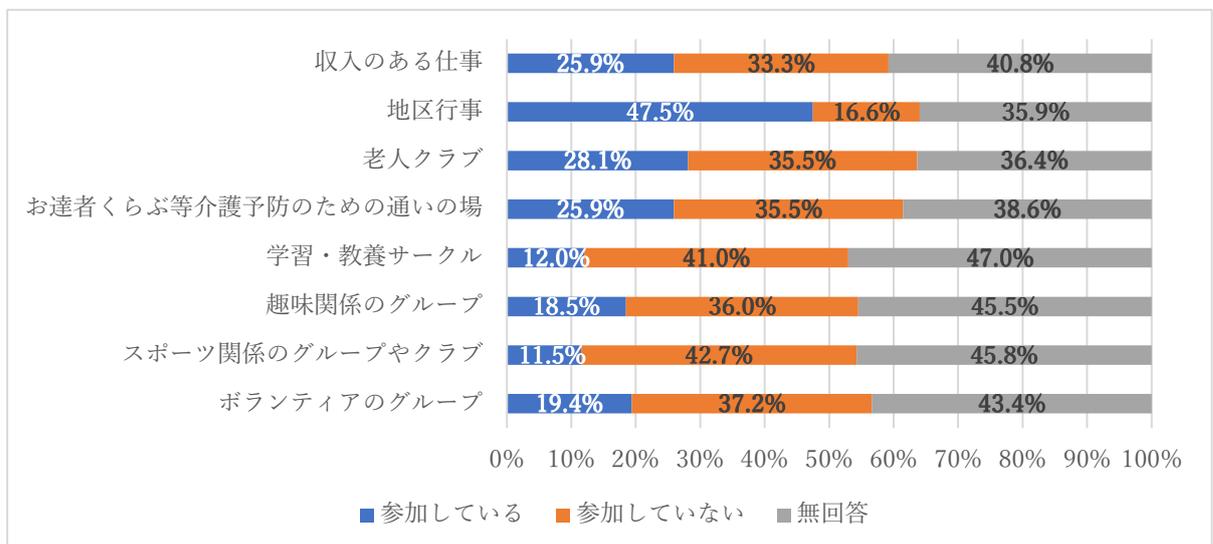
▶生きがいの有無

生きがいの有無をみると、「ある」が66.0%で、「思いつかない」が24.4%となっています。

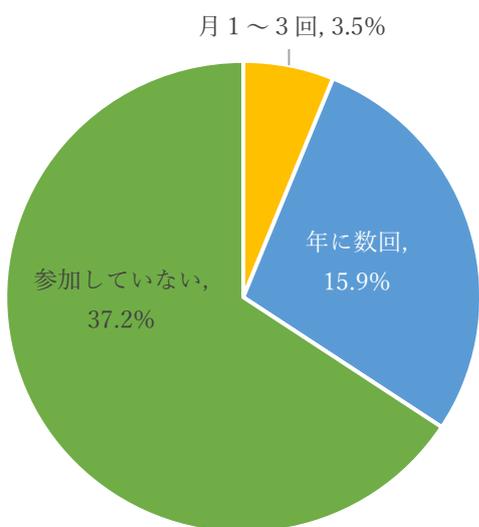


▶グループ活動等への参加状況

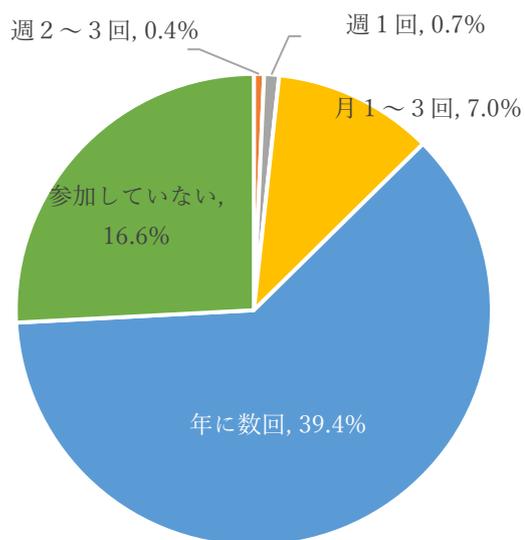
グループ活動等への参加状況をみると、「地区行事」が47.5%と最も多く、次いで「老人クラブ活動」の28.1%、「収入のある仕事」と「介護予防のための通いの場」の25.9%などとなっています。また、参加していないと回答した割合も高い状況にあります。



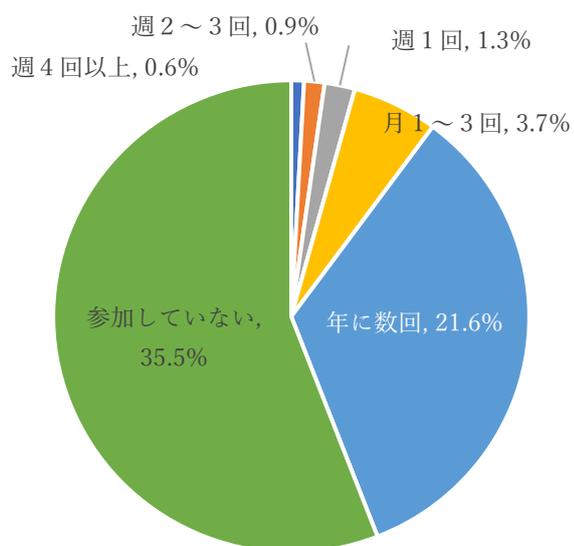
▶ボランティアのグループ活動参加頻度



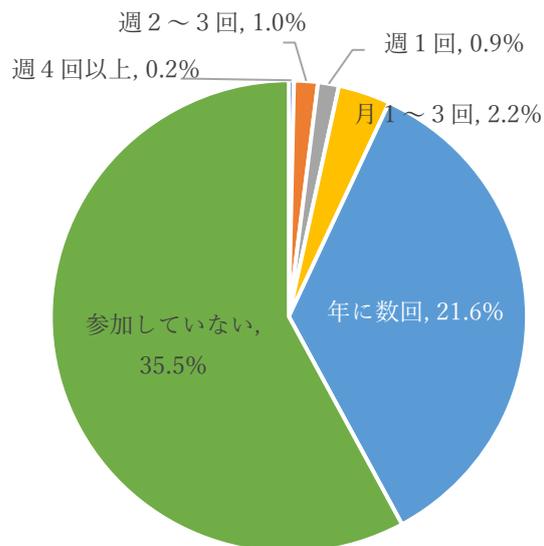
▶地区行事への参加頻度



▶老人クラブ活動参加頻度



▶介護予防事業・通いの場等への参加頻度



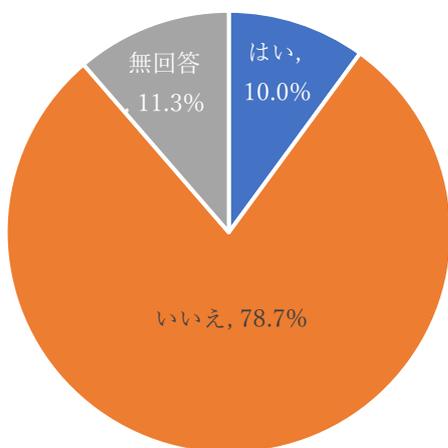
第3 認知症に対する認識の状況

1 認知症に対する認識

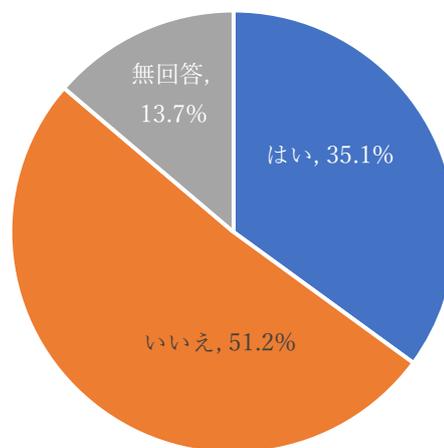
認知症に関する調査結果をみると、「認知症の症状がある」または「認知症の家族がいる」と回答した割合は10.0%となっています。

また、「認知症の相談窓口の認知度」では、「いいえ」が51.2%と半数以上が知らないと回答しています。

▶「認知症の症状がある」または「認知症の家族がいる」か



▶認知症の相談窓口を知っていますか



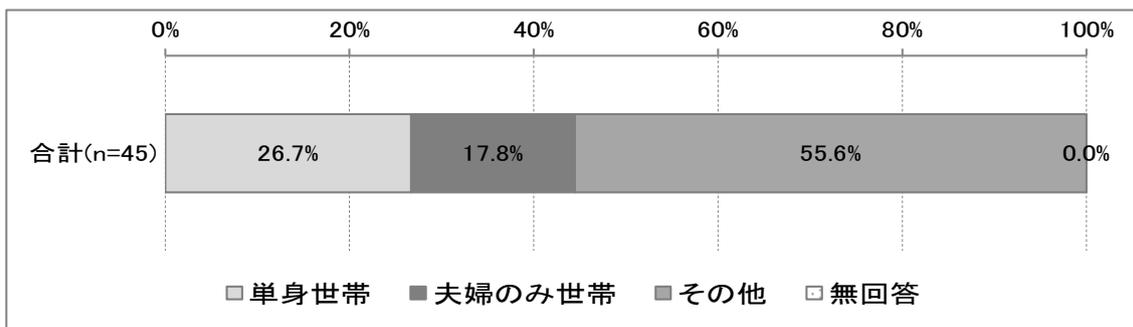
第4 高齢者の介護の状況

本村が実施した在宅実態調査結果による高齢者の介護の状況は次のとおりとなっています。

1 主な介護者の状況

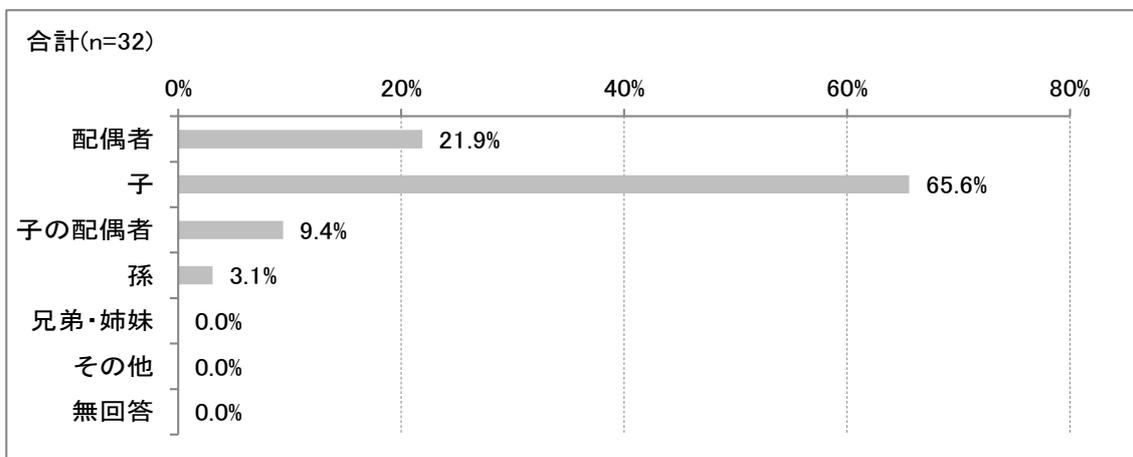
▶世帯類型

世帯類型をみると、「単身世帯」26.7%、「夫婦のみ世帯」が17.8%で合わせると44.5%となっています。



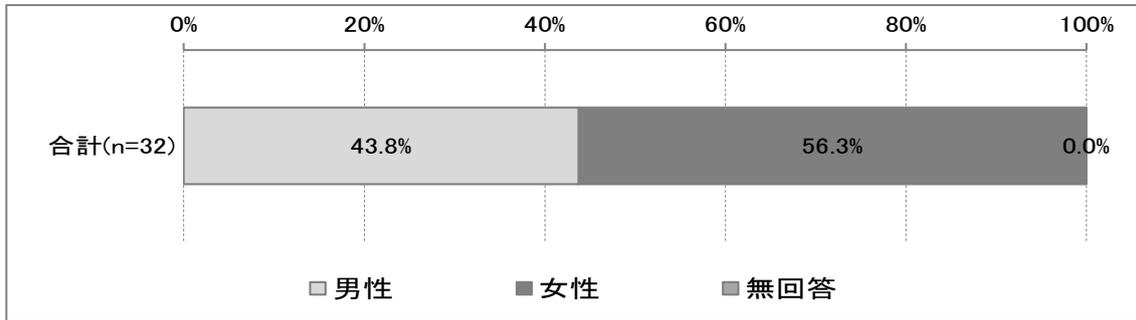
▶主な介護者の本人との関係

主な介護者の本人との関係性をみると、「子」が65.6%と最も多く、次いで「配偶者」の21.9%、「子の配偶者」の9.4%、「孫」の3.1%となっています。



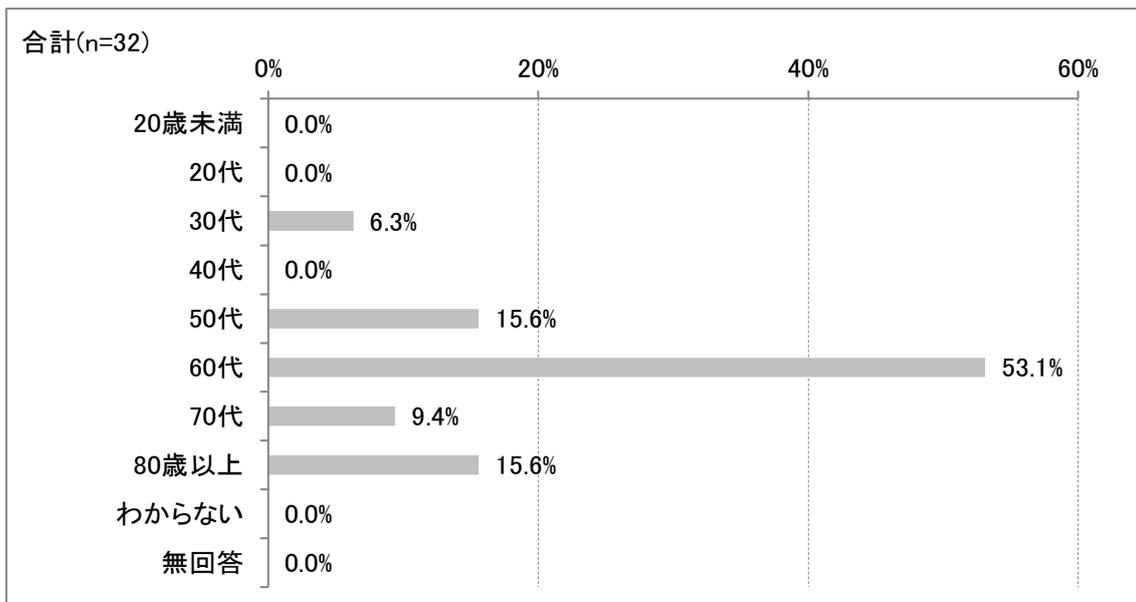
▶主な介護者の性別

主な介護者の性別をみると、「女性」が56.3%で「男性」が43.8%となっています。



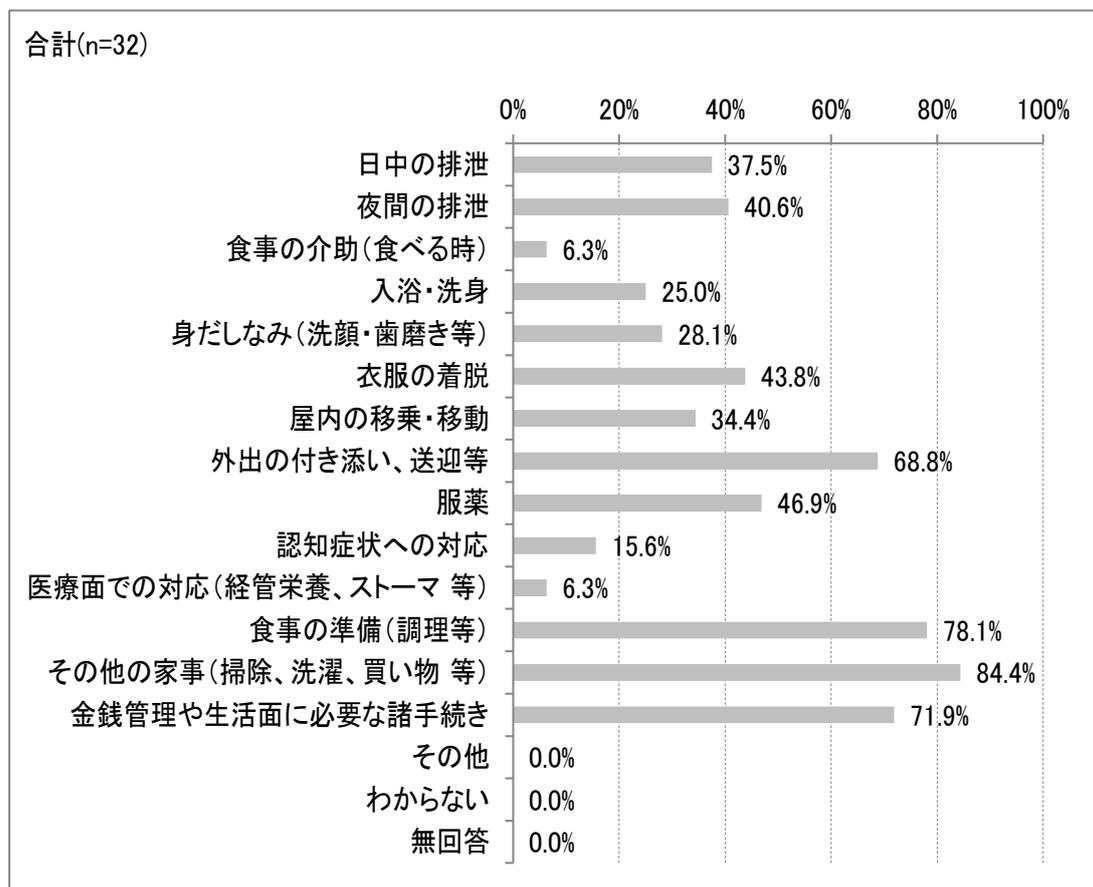
▶主な介護者の年齢

主な介護者の年齢をみると、「60代」が53.1%と最も多く、次いで「80歳以上」と「50代」の15.6%、「70代」の9.4%、「30代」の6.3%となっています。



▶主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護をみると、「その他家事（掃除、洗濯、買い物等）」が84.4%と最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」の78.1%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の71.9%、「外出の付き添い、送迎等」の68.8%などとなっています。



第3章 日常生活圏域

第1 日常生活圏域の設定

日常生活圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭において定めることとされています。本村では、日常生活圏域を1圏域と設定しました。

第4章 計画の方向性

この計画では、高齢者福祉・介護保険施策を総合的に推進するため、計画が目指す基本理念及び基本的な目標を掲げるとともに、その実現のために重点的に取り組むべき課題を設定します。

第1 基本理念

第8期計画においては、前期計画の基本理念や考え方等を継承し、「ともに支え合い、安心して暮らせる村づくり」を基本理念とし、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、村民と行政が手を組み、共に助け合い暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指すものとします。

第2 基本的な目標

1 生きがい対策の充実

明るく活力に満ちた高齢期を過ごせるよう、生きがいづくりや社会参画促進の取り組みを充実します。

2 高齢者の安心・快適な暮らしの確保

在宅生活を支援するサービスの充実や住みよい環境づくり、災害・感染症対策を推進し、高齢者の安心・快適な暮らしを確保します。

3 認知症対策・権利擁護の推進

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、認知症の人やその家族の視点を重視しながら支援するとともに、高齢者の権利擁護の取り組みを推進します。

4 介護予防・地域支援体制の充実

地域包括ケアを推進するため、多様な主体による生活支援体制等を充実させるとともに、介護予防や疾病予防・重度化予防の一体的な実施を推進します。

5 介護サービスの充実

介護サービスの質的向上を図るとともに、介護給付の適正化などサービス提供のための体制づくりを推進し、介護サービスを充実します。

第3 重点課題とそれに対する取り組み

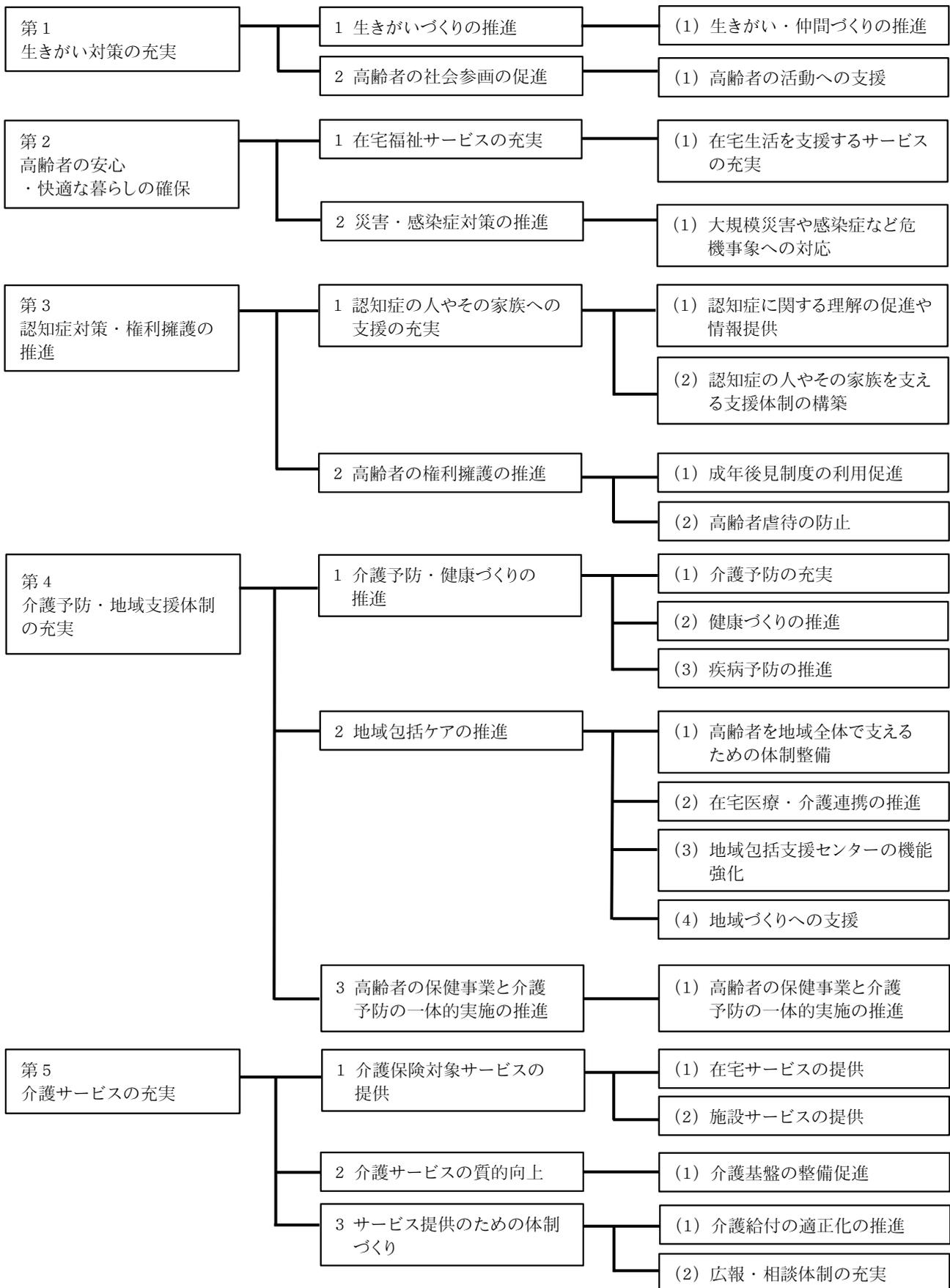
これら5つの目標を達成するために、12の重点課題を掲げ、第5章に示す高齢者福祉・介護保険事業計画の各施策に取り組めます。

施策の体系図

(基本的な目標)

(重点施策)

《施策の方向性》



第5章 施策の展開

第1 生きがい対策の充実

1 生きがいづくりの推進

(1) 生きがい・仲間づくりの推進

【現状と課題】

人生100年時代を見据え、高齢者をはじめ全ての人が生涯にわたって元気に活躍し続けられるための社会が求められています。長くなる高齢期をより充実したものにするために、高齢者の生きがいづくりを推進していく必要があります。

【今後の方策】

高齢者が生きがいを持って、明るく活力に満ちた高齢期を過ごすため、生きがいづくりや高齢者同士のふれあい、世代間交流を図るための各種生きがい対策事業を実施し、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを推進します。

【具体的取組】

- ▶老人クラブ連合会活動事業補助
- ▶アクティブシニア活動支援事業
- ▶老人休養ホーム利用助成事業
- ▶世代間交流事業

2 高齢者の社会参画の促進

(1) 高齢者の活動への支援

【現状と課題】

高齢化が進行する中、地域社会の活力を維持するためには、意欲と能力のある高齢者が、その知識や経験を生かして、地域共生社会の重要な支え手、担い手として活躍することができる環境づくりが重要です。このため、高齢者の社会参画を支援するとともに、就労機会を確保していく必要があります。

【今後の方策】

明るく活力に満ちた高齢社会を築くために、高齢者によるボランティア活動や生涯学習・スポーツ活動を推進するなど、高齢者の社会参画を促進するとともに、高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験を活かすことができるよう、社会福祉協議会等と連携して、就業機会の確保に努めます。

【具体的取組】

- ▶老人クラブ連合会活動事業補助（再）
- ▶アクティブシニア活動支援事業（再）
- ▶住民支え合い事業（社会福祉協議会）
- ▶高齢者世帯等除雪支援事業

第2 高齢者の安心・快適な暮らしの確保

1 在宅福祉サービスの充実

(1) 在宅生活を支援するサービスの充実

【現状と課題】

高齢者の多くは介護が必要な状態になっても、可能な限り在宅で生活を続けることを希望しています。このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して快適に過ごせるよう、必要な福祉サービス（介護保険外サービス）の充実を図っていく必要があります。

【今後の方策】

在宅での介護を必要とする高齢者やその家族、ひとり暮らし高齢者等の保健衛生、福祉の向上や経済的負担の軽減及び介護による離職を防止するため、各種福祉サービスの充実を図ります。

【具体的取組】

- ▶紙おむつ支給事業
- ▶緊急通報装置設置事業
- ▶日常生活用具給付事業
- ▶高齢者世帯等除雪支援事業（再）
- ▶高齢者世帯援助金支給事業
- ▶配食サービス事業
- ▶地域包括支援センターの機能強化
- ▶住民支え合い事業（社会福祉協議会）（再）
- ▶車いす同乗軽自動車貸出事業（昭和福祉会）
- ▶除雪機械貸出事業（社会福祉協議会）
- ▶介護離職防止の普及啓発

2 災害・感染症対策の推進

(1) 大規模災害や感染症など危機事象への対応

【現状と課題】

昨今の大規模災害や、新型コロナウイルスなど新たな感染症の流行により、高齢者が犠牲となる事例が相次いでいます。高齢者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことや感染症発生時に重症化する危険性が高いことから、危機事象への対応を図る必要があります。介護保険事業所等においては、災害及び感染症対策に係る計画等の策定や訓練等の実施、必要な物資の備蓄、設備等の整備など、平時から備えておかなければなりません。

また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために必要不可欠なものであり、災害や感染症の発生時においてもサービスを継続する必要があります。

このため、日ごろから関係機関や介護事業所等と連携し、災害や感染症への対策を充実していく必要があります。

【今後の方策】

「地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、災害時における自力避難が困難な高齢者の安全確保を図るとともに、介護事業所等での災害や感染症の対策に必要な設備等の整備を促進し、必要な物資の備蓄・調達等に努めます。

また、介護事業所等における災害対策や感染症に係る計画等の策定、訓練等の実施や、必要な物資の備蓄・調達の状況を定期的に確認し、関係機関等とも連携した取り組みを進めます。

【具体的取組】

- ▶介護事業所等への指導等の実施
- ▶避難行動要支援者避難支援等事業
- ▶備蓄・調達・輸送体制の整備（医療資材等備蓄品購入（更新）事業）
- ▶感染症予防事業

第3 認知症対策・権利擁護の推進

1 認知症の人やその家族への支援の充実

(1) 認知症に関する理解の促進や情報提供

【現状と課題】

2025年には、65歳以上の5人に1人が認知症になると推計されています。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症の人やその家族が地域のよりよい環境で暮らし続けるために、認知症への社会の理解を深め、必要な人に適切な情報を提供する必要があります。

【今後の方策】

認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示した、認知症ケアパスや認知症及びその予防に関する正しい知識の普及、情報提供を推進します。

【具体的取組】

- ▶認知症ケアパスの普及
- ▶認知症予防教室
- ▶認知症サポーターの養成
- ▶認知症カフェ活動支援事業

(2) 認知症の人やその家族を支える支援体制の構築

【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、認知症の人は今後ますます増加すると見込まれる中、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会が求められています。

「共生」と「予防」の観点から、認知症の人やその家族への一層の支援を図るとともに、早い段階から関わり、それぞれの状況に応じた適切な支援を提供していく必要があります。

【今後の方策】

認知症地域支援推進員を中心として、医療機関、介護サービス事業所などと相互に連携し、地域における支援体制を構築するとともに、認知症初期集中支援チームを活用し、本人やその家族の意向を十分に把握する中で、早期段階からの適切な支援を行うなど、認知症施策推進大綱を踏まえ、各種施策を推進します。

【具体的取組】

- ▶認知症初期集中支援事業
- ▶認知症地域支援推進員活動事業

2 高齢者の権利擁護の推進

(1) 成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

認知症や知的・精神障害などで判断能力が十分でなくなった方は預貯金などの管理や介護サービスの契約などを自分ですることが難しくなる場合があります。

また、自分に不利な契約を結んでしまうなど、消費者被害にあう恐れもあることから、成年後見制度の利用が必要となる人に対する支援が必要です。

【今後の方策】

認知症や知的・精神障害などで成年後見制度の利用が必要となる人に対する支援体制の整備のため、近隣町村と連携し中核機関の設置や協議の場を設けるなど、体制の構築と利用促進を図ります。

また、消費者トラブルに関する相談対応や情報提供などを行うため、関係機関との連携を図ります。

【具体的取組】

- ▶成年後見制度利用支援事業
- ▶成年後見制度利用促進事業（中核機関の設置検討）
- ▶弁護士・司法書士相談事業（社会福祉協議会）
- ▶あんしんサポート（社会福祉協議会）

(2) 高齢者虐待の防止

【現状と課題】

高齢者虐待は、家族等の介護疲れなどに起因するストレスの増大や、家庭内における精神的・経済的な依存関係等のバランスの崩れなど、様々な要因が重なり合って発生しており、早期発見・早期対応や高齢者及び養護者への支援が必要です。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待ケースもあることから、研修等の実施による介護事業所等における対応力の強化が必要です。

【今後の方策】

警察など関係機関との連携強化により、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する支援を行うとともに、介護事業所等に対し、養介護施設従事者等への研修実施を求めるなど、高齢者虐待防止に努めます。

【具体的取組】

- ▶総合福祉ネットワーク推進事業
- ▶高齢者虐待防止研修会への参加
- ▶介護事業所等への指導等の実施（再）

第4 介護予防・地域支援体制の充実

1 介護予防・健康づくりの推進

(1) 介護予防の充実

【現状と課題】

高齢者は、加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患に加え、社会的なつながりの低下といった多様な課題や不安を抱えるなど、介護予防やフレイル予防の取り組みを推進することが必要となっています。

【今後の方策】

介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、介護予防や要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための多様なサービス提供のみならず、フレイル予防の観点から社会参加を促す等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた介護予防対策の充実を図ります。

【具体的取組】

- ▶訪問型サービス事業
- ▶通所型サービス事業
- ▶介護予防把握事業
- ▶介護予防普及啓発事業
- ▶地域リハビリテーション活動支援事業
- ▶地域包括支援センターの機能強化（再）
- ▶地域ケア会議等の開催
- ▶生活支援体制整備事業

- ▶フレイル予防対策

(2) 健康づくりの推進

【現状と課題】

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病やこころの病を予防することは介護予防にもつながることから、村民一人ひとりが自分にあった健康づくりや食生活など健康的な生活習慣を確立する必要があります。

【今後の方策】

健康増進計画やデータヘルス計画に基づく各種取り組みにより、関係機関等と連携して、村民一人ひとりが主体的な健康づくりに取り組めるよう支援します。

【具体的取組】

- ▶健康増進計画推進事業（令和2年度計画策定予定）
- ▶高齢者の健康づくり事業
- ▶フレイル予防対策（再）
- ▶口腔ケア事業
- ▶個別保健指導
- ▶総合健診・各種検診事業

(3) 疾病予防の推進

【現状と課題】

高齢化の進行やライフスタイルの変化に伴い、食生活、運動習慣等と深くかかわりのある生活習慣病やこころの病に係るリスクが高まっています。

なかでも、脳血管疾患や心臓病その他の循環器病は、死亡や介護を要する状態の主要な原因となっていることから、寝たきりの予防及び医療費・介護給付費の適正化を図る上でも対策が必要となっています。

また、新型コロナウイルスなど感染症の発生の予防及びまん延の防止や難病患者等のニーズの多様化等における療養生活への支援が必要となっています。

【今後の方策】

健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、病態別疾病予防支援、こころの病への相談支援、難病患者等への療養についての取り組みの施策を推進します。

また、各種がん検診などによる疾病の早期発見や定期予防接種などの感染症発防止及びまん延の防止対策の充実を図ります。

【具体的取組】

- ▶総合健診・各種検診事業（再）
- ▶村診療所による施設健診
- ▶後期高齢者人間ドック事業
- ▶高齢者の健康づくり事業（再）

- ▶個別保健指導（再）
- ▶定期予防接種事業
- ▶精神保健福祉事業
- ▶自殺対策事業

2 地域包括ケアの推進

(1) 高齢者を地域全体で支えるための体制整備

【現状と課題】

生産年齢人口の減少に伴い、少ない現役世代で多くの高齢者世代を支えるという構造が強まっており、地域全体で支え合う社会を構築することが求められています。多くの高齢者は要介護状態になっても自分が住み慣れた地域で生活を続けたいという希望を持っているため、できるだけ生活の場を変えることなく、多様なサービスが受けられる体制づくりが必要となっています。

【今後の方策】

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現に向けた各種取り組みを推進します。

【具体的取組】

- ▶高齢者生活支援ハウスの運営
- ▶緊急通報装置設置事業（再）
- ▶日常生活用具給付事業（再）
- ▶生活支援体制整備事業（再）
- ▶地域ケア会議等の開催（再）
- ▶地域包括支援センターの機能強化（再）
- ▶認知症初期集中支援事業（再）
- ▶地域福祉計画の推進

(2) 在宅医療・介護連携の推進

【現状と課題】

高齢者は、他の年代と比べても疾病治療の受療率が高く、年齢が高くなるほど要支援・要介護の認定率も高くなっていることから、医療と介護の更なる連携が必要となっています。

【今後の方策】

医療と介護の両方のサービスを必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業者などの関係機関との連携をさらに推進します。

【具体的取組】

- ▶地域の医療・介護サービス資源の把握
- ▶在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ▶切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ▶医療・介護関係者の情報の共有支援
- ▶在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ▶医療・介護関係者の研修
- ▶地域住民への普及・啓発
- ▶在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

(3) 地域包括支援センターの機能強化

【現状と課題】

本村の地域包括支援センターは直営で1箇所設置しており、地域において、高齢者やその家族への相談支援、介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の業務を行っています。多様化するニーズに対し、地域におけるセンターの役割も重要となっていることから、センターの機能強化を図る必要があります。

【今後の方策】

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関であり、その役割はさらに重要なものとなってきていることから、適切な職員数を確保するなど、センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限発揮できるような体制整備と環境づくりに努めます。

【具体的取組】

- ▶地域包括支援センターの機能強化（再）
- ▶職員研修の実施
- ▶地域ケア会議等の開催（再）
- ▶地域包括支援センターによる関係機関等との連携強化
- ▶地域包括支援センター事業実施方針に基づいた業務運営

(4) 地域づくりへの支援

【現状と課題】

高齢者のいる世帯のうち、一人暮らし高齢者の世帯数が増加してきており、地域において支援を必要とする方への対応が、これまで以上に求められていることから、住民、地域、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、NPO、ボランティアなどの地域福祉推進団体が連携を図りながら、地域福祉推進体制をさらに充実していくとともに、地域住民が共に助け合い、支え合うための地域づくりが必要です。

【今後の方策】

高齢者が地域において安心して暮らせるよう、地域における福祉活動を推進するため、「昭和村地域福祉計画」を基本に、地域福祉推進体制の充実に努めるとともに、地域住民が共に助け合い、支え合う地域づくりを目指します。

【具体的取組】

- ▶ 援護を必要とする住民の見守りと相談支援活動の推進
- ▶ 生活支援体制整備事業（再）
- ▶ 地域福祉計画の推進（再）

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

（1）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

【現状と課題】

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりの低下といった、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にある事から、高齢者一人ひとりに対して、きめ細やかな生活習慣病等の疾病予防・重度化予防と、フレイル対策等の介護予防を一体的に実施することが必要となっています。

【今後の方策】

人生100年時代を見据え高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせるよう、医療、介護、健康診査等のデータ分析による地域及び高齢者の健康課題の把握を行い、高齢者への個別的支援及び通いの場等への積極的な関与を行う、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のための体制整備に取り組みます。

【具体的取組】

- ▶ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ▶ アクティブシニア活動支援事業（再）
- ▶ 高齢者の健康づくり事業（再）
- ▶ 個別保健指導（再）

第5 介護サービスの充実

1 介護保険対象サービスの提供

(1) 在宅サービスの提供

【現状と課題】

多くの高齢者は要介護状態になっても在宅での生活を希望しています。そのような方が可能な限り在宅での生活を続けられるよう在宅サービスの円滑な提供を確保する必要があります。

【今後の方策】

在宅サービスについては、今後も適正なサービス利用量を見込み、事業者に情報を提供することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

【具体的取組】

- ▶訪問介護（ホームヘルプ）
- ▶通所介護（デイサービス）
- ▶短期入所生活介護（ショートステイ）
- ▶福祉用具貸与
- ▶特定福祉用具販売
- ▶住宅改修費支給
- ▶居宅介護支援

(2) 施設サービスの提供

【現状と課題】

身体の状態や家庭の状況等により、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設入所を希望する高齢者が増加傾向にあります。また、施設への入所待機者もおります。

これに対応するため、事業所職員の安定的な確保が必要な状況にあります。

【今後の方策】

施設サービスについては、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮し適切な施設規模を検討します。

【具体的取組】

- ▶介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

2 介護サービスの質的向上

(1) 介護基盤の整備促進

【現状と課題】

介護や支援を必要とする人の増加が見込まれる一方、現役世代人口の減少に伴い、介護人材の不足が見込まれます。

こうした中、利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするためには、サービス量の維持と介護人材の確保を含めた質の向上に取り組む必要があります。

【今後の方策】

介護支援専門員や介護職員などを対象とした研修や講習会への参加を促し、介護に携わる人の資質の向上を図るとともに、人材確保のための職場環境改善に向けた研修会等を実施するなど、就労促進や早期離職の解消に努めるほか、介護ロボットやI C T の活用事例を周知するなど、業務の効率化を促進します。

また、関係機関と連携し、介護人材育成のため介護職場の魅力を発信し、介護職場のイメージ刷新に努めます。

【具体的取組】

- ▶ケアプラン適正化に向けた指導
- ▶介護人材の養成や潜在的人員の活用に資する県や他団体の情報提供
- ▶地域ケア会議等の開催（再）
- ▶介護ロボットやI C T の活用事例の周知
- ▶介護サービス事業所等による申請手続きの簡素化
- ▶サービス提供事業者への指導・監査の実施
- ▶学校における福祉、ボランティア活動の導入検討

3 サービス提供のための体制づくり

(1) 介護給付の適正化の推進

【現状と課題】

高齢化の進展に伴う介護サービスの利用者数の増加により、介護費用は増大していきます。

こうした中、介護保険制度の信頼感を高め、持続的運営を図るため、利用者に過不足のない適切な介護サービスを提供する必要があります。

【今後の方策】

介護給付適正化計画をもとに、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。

【具体的取組】

- ▶要介護認定の適正化
- ▶住宅改修等の点検
- ▶ケアプラン点検
- ▶介護給付費の通知
- ▶縦覧点検と医療情報の突合

(2) 広報・相談体制の充実

【現状と課題】

介護保険サービス需要の増加・多様化に伴い、介護サービスのニーズも複雑化しています。

このような中、サービス利用者の一人ひとりの異なるニーズに応え、疑問や不満、不安の解消を図り、介護保険を利用しやすい環境を整えるため、広報・相談体制の充実が必要となっています。

【今後の方策】

高齢者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、介護サービスをはじめ、高齢者福祉の各種サービスの情報提供を行うとともに、苦情・相談に適切に対応できる相談体制の充実を図ります。

【具体的取組】

- ▶制度周知用パンフレットの作成、配布
- ▶総合相談体制の充実
- ▶地域包括支援センター等各関係機関における相談支援の充実

第6章 高齢者人口・サービス量等の現状と将来推計

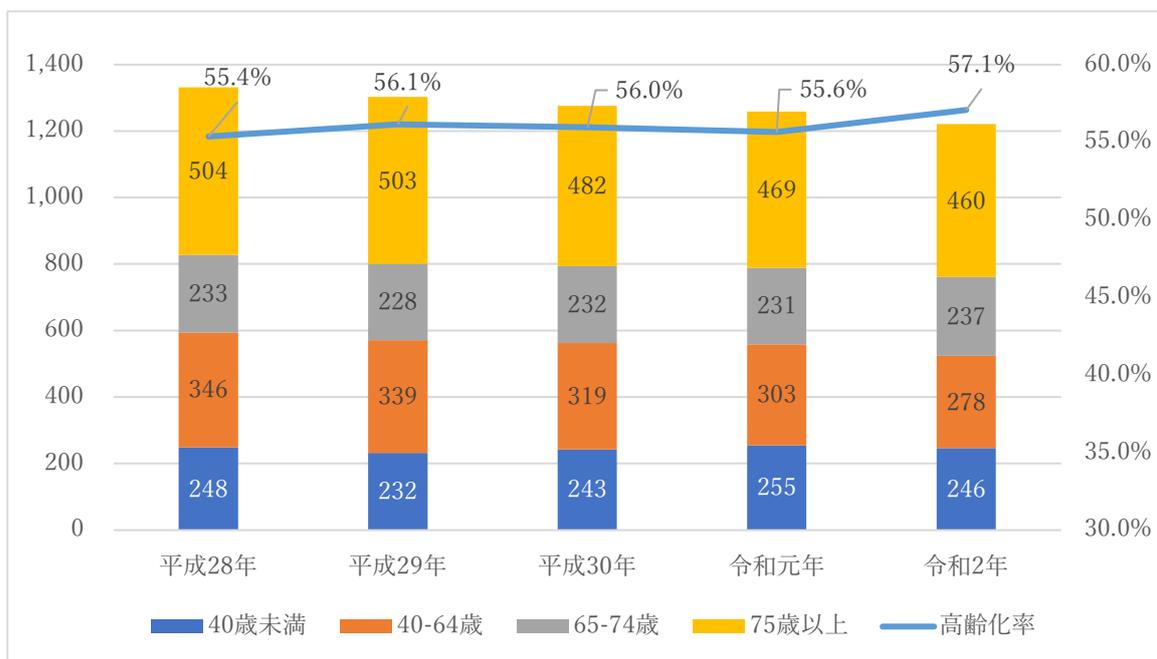
第1 各年の高齢者等の状況

1 人口の推移と推計

令和2年10月1日現在の本村の人口は1,221人、65歳以上の高齢者人口は697人であり、高齢化率は57.1%となっています。また、75歳以上の高齢者人口は460人であり、75歳以上高齢者の割合（後期高齢化率）は総人口の37.7%を占めています。

計画期間及び令和7年、令和22年における本村の高齢者人口の推計は次のとおりで、年少人口及び生産年齢人口の減少に伴い高齢化率は上昇するものの高齢者人口は緩やかな減少傾向で推移すると見込まれます。

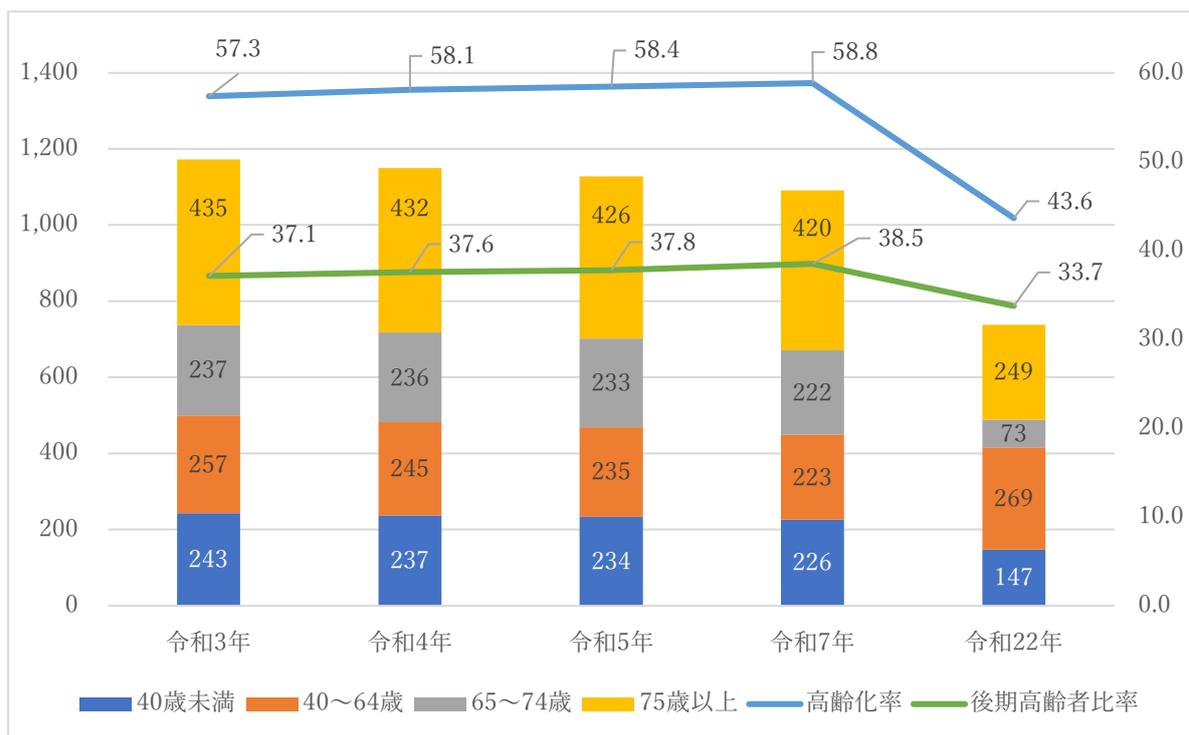
(1) 人口の推移



	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口(人)	1,331	1,302	1,276	1,258	1,221
40歳未満	248	232	243	255	246
40-64歳	346	339	319	303	278
65-74歳	233	228	232	231	237
75歳以上	504	503	482	469	460
高齢化率(%)	55.4%	56.1%	56.0%	55.6%	57.1%

(注) 各年とも10月1日現在住民基本台帳

(2) 人口の推計



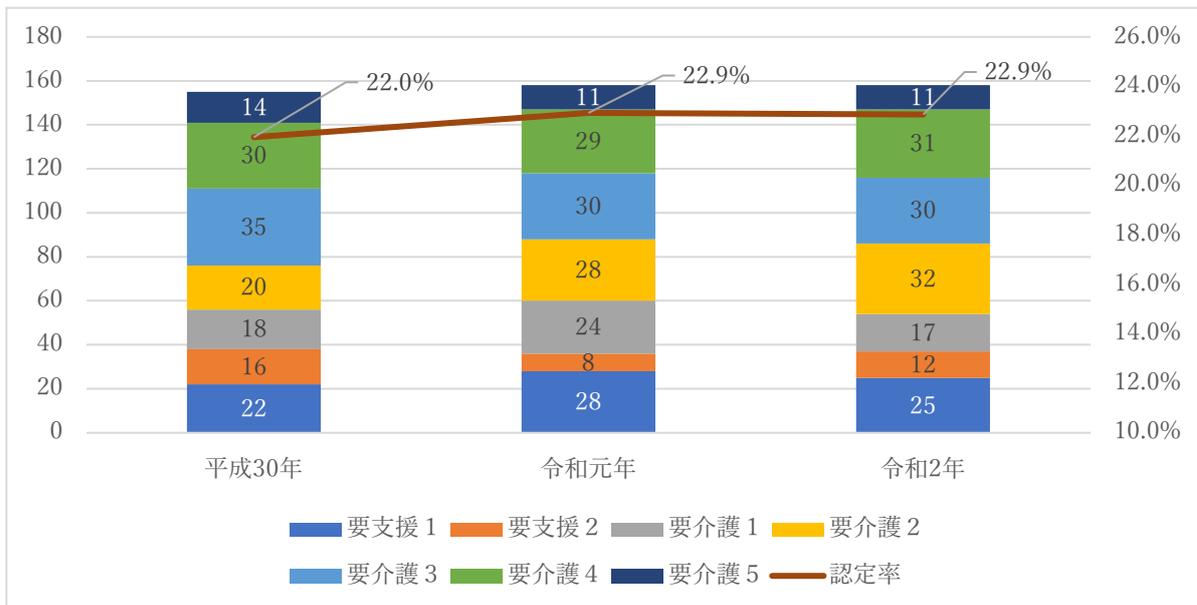
	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口(人)	1,172	1,150	1,128	1,091	738
40歳未満	243	237	234	226	147
40～64歳	257	245	235	223	269
65～74歳	237	236	233	222	73
75歳以上	435	432	426	420	249
高齢化率(%)	57.3%	58.1%	58.4%	58.8%	43.6%
後期高齢者比率(%)	37.1%	37.6%	37.8%	38.5%	33.7%

2 要支援・要介護認定者数の状況

本村の高齢者に占める要介護（要支援）認定者数は、令和2年9月末で158人、第1号被保険者に占める割合（認定率）は22.9%となっています。要介護（要支援）区分で見ると、要介護2が20.3%ともっとも多い状況となっており、要介護3以上の重度認定率をみると45.6%と高い割合となっています。

認定者数等の将来推計としては、令和3年度には認定者数が167人、認定率が24.9%、令和7年には165人、認定率が25.7%、令和22年には認定者数が98人、認定率が30.4%となる見通しとなっています。

(1) 認定者数等の推移



	平成30年	令和元年	令和2年
第1号被保険者数	706	689	691
認定者数	155	158	158
認定率(%)	22.0%	22.9%	22.9%

(注) 平成30年は介護保険事業状況報告「年報」、令和元年・令和2年は介護保険事業状況報告「月報」

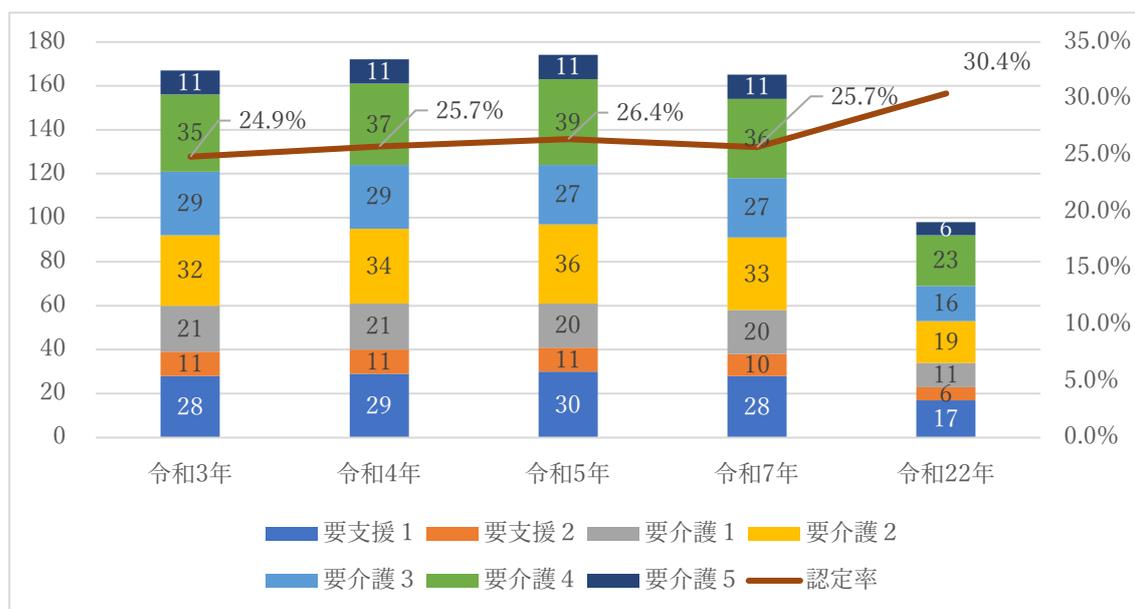
出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

◆第7期計画との比較

		平成30年	令和元年	令和2年
認定者数 (第1号被保険者)	計画値	146	157	160
	実績値	155	158	158
	対計画比	106.2%	100.6%	98.8%

(注) 計画値は第7期介護保険事業計画

(2) 認定者数等の推計



	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
第1号被保険者数	672	668	659	642	322
認定者数 (うち第1号被保険者)	167	172	174	165	98
認定率 (%)	24.9%	25.7%	26.4%	25.7%	30.4%

第2 介護保険サービスの状況

1 介護サービス種類別の利用状況

(1) 介護サービスの推移

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
①居宅サービス 計		69,543	68,746	63,593
訪問介護	給付費	11,695	10,468	12,714
	回数	288.3	259.3	311.1
訪問入浴介護	給付費	0	24	0
	回数	0	0	0
訪問看護	給付費	197	0	0
	回数	1.8	0	0
居宅療養管理指導	給付費	77	106	0
	人数	1	1	0
通所介護	給付費	27,051	25,138	23,421
	回数	291	276	254
通所リハビリテーション	給付費	1,799	932	738
	回数	16.9	9.3	7.2
短期入所生活介護	給付費	22,733	23,439	18,802
	日数	260.5	275.2	231.6
短期入所療養介護(老健)	給付費	434	1,046	1,190
	日数	3.4	7.9	8.4
福祉用具貸与	給付費	5,052	5,660	6,211
	人数	29	34	41
特定福祉用具購入費	給付費	209	515	132
	人数	1	1	0
住宅改修費	給付費	296	497	385
	人数	0	1	0
特定施設入居者生活介護	給付費	0	921	0
	人数	0	1	0
②地域密着型サービス 計		0	0	1,631
地域密着型通所介護	給付費	0	0	911
	回数	0	0	6.8
小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	720
	人数	0	0	0
③施設サービス 計		140,796	148,912	169,532
介護老人福祉施設	給付費	121,486	129,610	146,534
	人数	41	44	48
介護老人保健施設	給付費	19,310	19,302	18,767
	人数	5	6	5
介護医療院	給付費	0	0	4,231
	人数	0	0	1
④居宅介護支援 計		8,683	8,584	8,662
居宅介護支援	給付費	8,683	8,584	8,662
	人数	54	53	60
介護サービス給付費 合計		219,022	226,242	243,418

(注) 令和2年度は実績見込み

(2) 介護予防サービスの推移

(単位：千円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
①介護予防サービス 計		2,074	1,218	1,729
介護予防居宅療養管理指導	給付費	0	14	60
	人 数	0	0	1
介護予防短期入所生活介護	給付費	147	72	0
	日 数	2.8	1.3	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	1,031	1,036	1,194
	人 数	8	10	11
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	110	44	159
	人 数	0	0	0
介護予防住宅改修	給付費	354	52	316
	人 数	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	432	0	0
	人 数	0	0	0
②地域密着型介護予防サービス 計		0	0	0
③介護予防支援 計		0	0	0
予防給付サービス給付費 合計		2,074	1,218	1,729

(注) 令和 2 年度は実績見込み

(3) 標準給付費の状況

標準給付費については、令和 2 年度の見込では 278,714 千円（居宅サービス 75,615 千円、施設サービス 169,532 千円、その他 33,411 千円、審査支払手数料 156 千円）となっており、平成 30 年度の 254,629 千円（居宅サービス 80,300 千円、施設サービス 140,796 千円、その他 33,384 千円、審査支払手数料 149 千円）に対し、この 2 年間で居宅介護サービスが 4,685 千円（5.8%）の減少、施設サービスが 28,736 千円（20.4%）の増加、その他が 27 千円（0.1%）の増加、審査支払手数料が 7 千円（4.7%）の増加となり、全体では 24,085 千円（9.5%）の増加となっています。

第 7 期計画との比較をみると、平成 30 年度の計画値では 278,874 千円になると推計されていましたが、実績値は 254,629 千円となっており、対計画比（実績値／計画値）は 91.3% となり、令和 2 年度の見込では 99.5%と想定されます。

①標準給付費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総給付費	221,096	227,460	245,147
特定入所者介護サービス費等給付額	26,047	24,899	25,905
高額介護サービス費等給付額	6,758	6,392	6,886
高額医療合算介護サービス費等給付額	579	891	620
算定対象審査支払手数料	149	147	156
標準給付費	254,629	259,789	278,714

(注) 令和 2 年度は実績見込み

②第7期計画との比較

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
標準給付費	計画値	278,874	279,593	280,063
	実績値	254,629	259,789	278,714
	対計画比	91.3%	92.9%	99.5%

(注) 令和2年度は実績見込み

第3 地域支援事業等の状況

1 地域支援事業の推移

(単位：千円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防・日常生活支援総合事業	事業費	10,166	9,050	9,162
	うち訪問型サービス	255	778	760
	人 数	2	4	5
うち通所型サービス	事業費	6,891	5,992	6,200
	人 数	29	26	30
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	事業費	11,874	10,297	10,795
包括的支援事業（社会保障充実分）	事業費	24,463	20,787	19,176
合 計		46,503	40,134	39,133

(注) 令和2年度は実績見込み

2 市町村特別給付費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計 画 値	2,000	2,000	2,000
実 績 値	1,988	1,726	1,680
対 計 画 比	99.4%	86.3%	84.0%

(注) 令和2年度は実績見込み

第4 給付費の推計

これまでの利用実績をもとに、第8期計画期間内の標準給付費を次のように見込みます。

1 保険給付費の見込み

【基本的な考え方】

保険給付については、介護保険料の算定基礎になるため、令和3年度から令和5年度までの3か年間の事業費を見込みます。

保険給付費を見込むにあたっては、各サービスの見込量に、令和2年度から算出される要介護認定区分ごとの平均給付額を乗じるとともに介護報酬改定の影響等を考慮して算定します。

(1) 介護給付サービスの推計

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅サービス 計		67,241	68,150	68,775
訪問介護	給付費	12,591	13,312	13,434
	回数	450.7	474.4	481.6
訪問看護	給付費	0	0	0
	回数	0	0	0
居宅療養管理指導	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
通所介護	給付費	24,963	25,529	26,526
	回数	282.2	288.4	296.4
通所リハビリテーション	給付費	497	498	498
	回数	5.3	5.3	5.3
短期入所生活介護	給付費	20,294	19,563	18,942
	日数	237.7	231.0	221.4
短期入所療養介護（老健）	給付費	1,907	1,908	1,908
	日数	17.1	17.1	17.1
福祉用具貸与	給付費	6,003	6,354	6,481
	人数	39	41	41
特定福祉用具購入費	給付費	487	487	487
	人数	1	1	1
住宅改修費	給付費	499	499	499
	人数	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
②地域密着型サービス 計		1,212	1,213	1,213
地域密着型通所介護	給付費	1,212	1,213	1,213
	回数	9.9	9.9	9.9
小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
③施設サービス 計		188,454	194,712	203,773
介護老人福祉施設	給付費	162,365	168,609	177,670
	人 数	52	54	57
介護老人保健施設	給付費	21,411	21,423	21,423
	人 数	6	6	6
介護医療院	給付費	4,678	4,680	4,680
	人 数	1	1	1
介護療養型医療施設	給付費	0	0	0
	人 数	0	0	0
④居宅介護支援 計		8,621	8,715	8,396
居宅介護支援	給付費	8,621	8,715	8,396
	人 数	61	62	60
介護サービス給付費 合計		265,528	272,790	282,157

(2) 介護予防サービスの推計

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護予防サービス 計		2,412	2,412	2,412
介護予防居宅療養管理指導	給付費	55	55	55
	人 数	1	1	1
介護予防短期入所生活介護	給付費	96	96	96
	日 数	1.4	1.4	1.4
介護予防福祉用具貸与	給付費	1,284	1,284	1,284
	人 数	12	12	12
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	478	478	478
	人 数	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費	499	499	499
	人 数	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0
	人 数	0	0	0
②地域密着型介護予防サービス 計		0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0
	回 数	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0
	人 数	0	0	0
③介護予防支援 計		0	0	0
介護予防支援	給付費	0	0	0
	人 数	0	0	0
介護予防サービス給付費 合計		2,412	2,412	2,412

(3) 標準給付費の推計

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	267,940	275,202	284,569
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	26,845	25,169	24,557
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	7,688	7,614	7,427
高額医療合算介護サービス費等給付額	664	660	644
算定対象審査支払手数料	171	170	166
標準給付費見込額	303,308	308,815	317,363

(4) 地域支援事業の推計

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	事業費	9,402	9,402	9,402
うち訪問型サービス	事業費	760	760	760
	人 数	5	5	5
	事業所数	1	1	1
うち通所型サービス	事業費	6,200	6,200	6,200
	人 数	30	30	30
	事業所数	1	1	1
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	事業費	8,448	8,448	8,448
包括的支援事業 (社会保障充実分)	事業費	17,811	17,694	17,694
合 計		35,661	35,544	35,544

(5) 市町村特別給付費の推計

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村特別給付費	給付費	1,920	1,920	1,920
	件 数	36	36	36

第7章 第1号被保険者の介護保険料

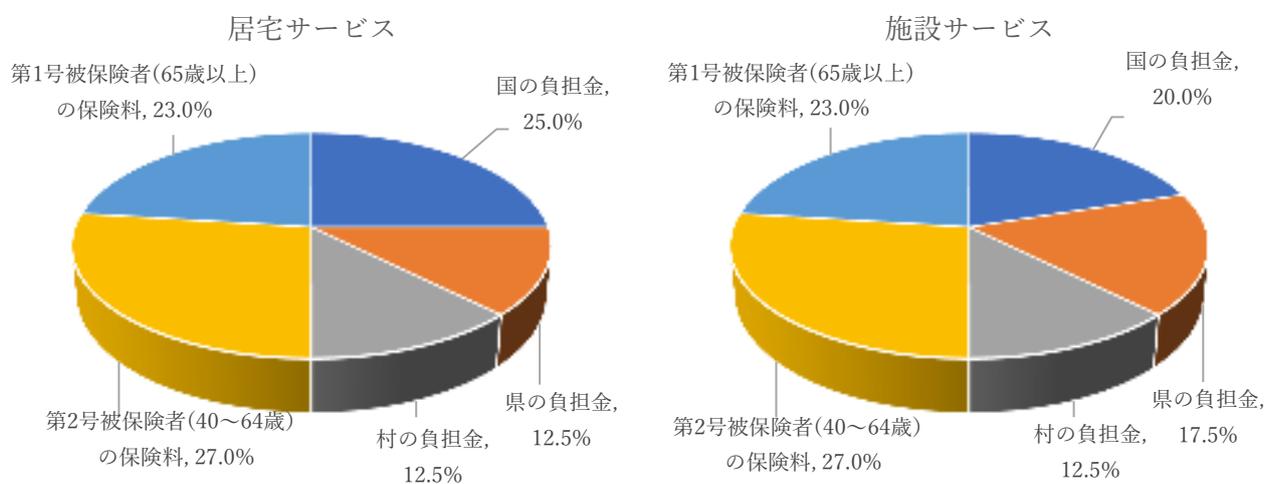
第1 保険給付費の財源構成

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10％・20％・30％）を除いた標準給付費について、原則として50％を被保険者の保険料、50％を公費で負担します。

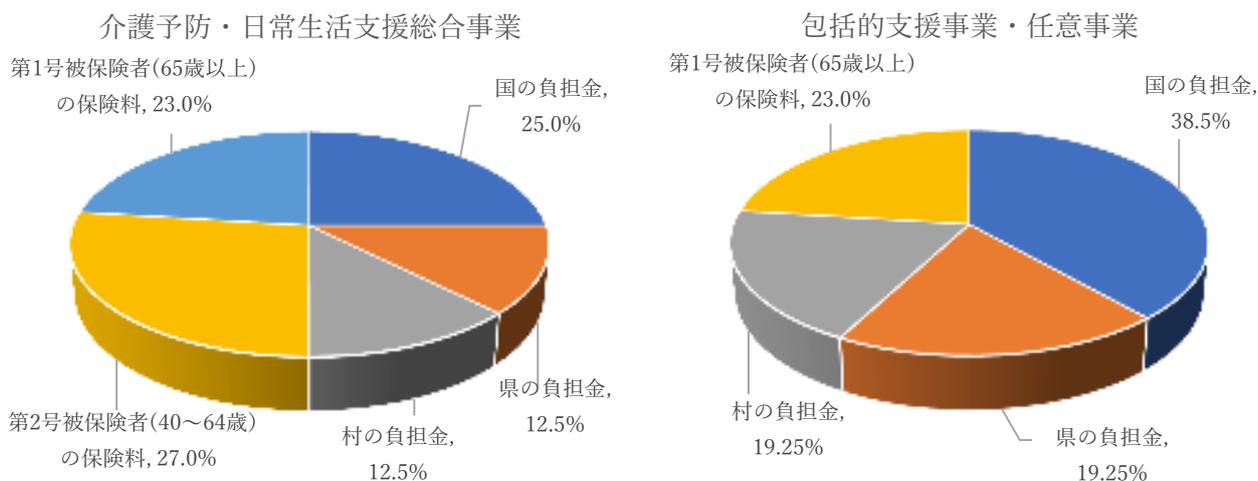
また、被保険者の保険料のうち、原則として23％を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）、27％を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

サービスごとの内訳は、下記のとおりです。

■標準給付費の財源構成



■地域支援事業費の財源構成



※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担金や第1号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

第2 保険料の設定

第8期計画においては、第1号被保険者（65歳以上）が負担する額は、令和3年から令和5年までの3か年に必要とされる総給付額の23%となり、さらに調整交付金見込額等を加味し、保険料収納必要額を算定します。

これを所得段階ごとの負担割合に応じて各所得段階層の人数が負担するという考えで保険料を算定します。

本村は第8期計画において、所得段階9段階での算定方式で行います。

第8期介護保険事業計画の第1号被保険者保険料基準額は、6,900円となります。

1 第1号被保険者保険料の算定

			合 計	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
標準給付費見込額	(A)	千円	929,486	303,308	308,815	317,363
地域支援事業費	(B)	千円	106,749	35,661	35,544	35,544
介護予防・日常生活支援総合事業費	①		28,206	9,402	9,402	9,402
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	②		25,344	8,448	8,448	8,448
包括的支援事業(社会保障充実分)	③		53,199	17,811	17,694	17,694
第1号被保険者負担分相当額	(C)	千円	238,334	77,963	79,202	81,169
調整交付金相当額	(D)	千円	47,885	15,636	15,911	16,338
調整交付金見込額	(E)	千円	132,917	44,342	44,200	44,375
調整交付金見込交付割合		%		14.18	13.89	13.58
市町村特別給付費等	(F)	千円	5,760	1,920	1,920	1,920
準備基金取崩額	(G)	千円	13,500	4,500	4,500	4,500
市町村相互財政安定化事業負担額		千円	0			
保険者機能強化推進交付金等交付見込額	(H)	千円	555			
保険料収納必要額	(I)	千円	145,007			
保険料基準額	(年額)	円	82,800			
	(月額)	円	6,900			

【保険料収納必要額の算出】(第1号被保険者が3か年で納める保険料の総額)

{(標準給付費見込額(A)+地域支援事業費(B))*23%} + {(標準給付費見込額(A)+介護予防・日常生活支援総合事業(①))*5%} + 市町村特別給付費(F) - 調整交付金見込額(E) - 保険者機能強化推進交付金等交付見込額(H) - 準備基金取崩額(G)

第3 所得段階別の保険料

令和3年度から令和5年度までの所得段階別の調整割合と保険料額（年額）は、次のとおりとなります。

1 所得段階の基準

区分	段階	対象者	調整割合
基準額より軽減される方	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ▶生活保護受給者 ▶老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方 ▶世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 	0.50 (0.30)
	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75 (0.50)
	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超える方	0.75 (0.70)
	第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.90
基準額	第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える方	1.00
基準額より増額される方	第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20
	第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満の方	1.30
	第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満の方	1.50
	第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.70

※調整割合の数字は、第5段階の基準額を1とした場合の負担割合を示します。例えば第7段階の調整割合が1.30の場合、保険料負担が3割増の負担となることを示します。

※公費により軽減される保険料

令和元年10月の消費税率引上げに伴い、住民税非課税世帯（第1段階から第3段階）を対象に保険料が軽減されます。

2 第1号被保険者介護保険料

所得段階	保険料年額
第1段階	41,400 円 (24,840 円)
第2段階	62,100 円 (41,400 円)
第3段階	62,100 円 (57,960 円)
第4段階	74,520 円
第5段階 (基準額)	82,800 円
第6段階	99,360 円
第7段階	107,640 円
第8段階	124,200 円
第9段階	140,760 円

第8章 自立支援・重度化防止に向けた各種施策の目標値

第1 自立支援・重度化防止に向けた各種施策の目標値の設定

1 自立支援・重度化防止に向けた各種施策の目標値の設定

令和3年度から令和5年度までの各事業の目標値を次のとおり設定します。

2 アウトプット指標（事業量）

（1）介護予防把握事業

フレイル基本チェックシートにより閉じこもり等何らかの支援を必要とする高齢者の健診結果情報やKDBシステム等の情報を分析し、対象者の把握を行う。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フレイル基本チェックシート 及び医療情報の分析率	100%	100%	100%

（2）地域ケア会議

個別ケースの検討により高齢者個人に対する支援方法の検討を行うほか、地域課題の解決を図るなど、多職種による地域ケア会議を行う。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	年4回	年4回	年4回

（3）フレイル予防対策

介護予防把握事業において、抽出された高齢者に対しアプローチの方向性と目標を定め、関係機関と連携しアウトリーチ型の個別指導を行う。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フレイル予防対策実施率	100%	100%	100%

（4）介護予防普及啓発

一般高齢者を対象とし、通いの場など様々な機会を通じて、フレイル予防「社会参加・身体活動・栄養（食・口腔）」に関する情報の提供を広く行い、主体的な介護予防の推進を図る。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アウトリーチ事業	150回	200回	250回
生活支援体制整備事業	30回	30回	40回

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

村内事業所が行う通所介護サービスの利用者に対し、作業療法士が個々のリハビリ計画を策定しリハビリを実施することで、利用者の自立支援と重度化防止を図る。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	6名	8名	10名
評価対象者数	4名	4名	4名

3 アウトカム指標（事業の効果）

自立支援・重度化防止に向けた各種施策を推進することにより得られた効果を評価するための目標値を設定する。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定者に関する目標値			
認定者数	167名	172名	174名
重度認定者数	74名	74名	73名
重度認定率	44.3%	43.0%	42.0%
受給者数等に関する目標値			
受給者数	136名	145名	154名
施設サービス受給者数	59名	61名	61名
施設サービス受給率	43.5%	42.1%	40.0%

第9章 介護給付適正化計画

第1 介護給付適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことで、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図るものです。

第7期計画からは、市町村介護保険事業計画に介護給付等に要する費用の適正化に関する事項を定めるものとして新たに法律上に位置づけられました。

これまで以上に人員体制の確保を図るとともに、地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していきます。

第8期計画においても、適正化5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」等の事業を推進します。

第2 介護給付適正化事業の目標値

(1) 要介護認定の適正化

認定調査については、中立・公平な調査の確保を図るとともに、自前調査及び指定居宅介護支援事業所に委託している要介護認定の区分変更申請・更新申請に係る認定調査の結果については、調査内容の確認を行い不備がある場合には調査員等に確認し必要に応じて訂正を行います。

要介護認定の適正化の目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査チェック (新規・更新・区分変更)	100%	100%	100%

(2) ケアプランの点検

新規申請、更新申請、区分変更申請、プランに大きな変更があった際に、各事業者から提出されるケアプランと認定情報や利用実績との確認を行い、その内容が適正かどうかについて点検を行っていきます。

要介護度や心身の状況等に合っていないサービス、過剰なサービス、不必要なサービス提供となっているプラン、画一的なサービス提供となっているプラン、サービス提供に偏りがあるプラン等が見受けられた場合は、担当介護支援専門員とともに、確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みの支援を目指していきます。

ケアプラン点検の目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検件数	20件	30件	40件

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修の点検については、工事前又は工事後に、必要に応じて、担当介護支援専門員への聞き取り、訪問調査、工事見積書の点検を行い、工事内容や状況を点検していきます。

福祉用具購入についても、申請時に必要に応じて、担当介護支援専門員への聞き取り、訪問調査、価格の点検を行い、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めるとともに、軽度者の福祉用具貸与利用については、担当介護支援専門員からの理由書の提出を求めています。

住宅改修等の点検の目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修等の点検件数	100%	100%	100%

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会に委託をし、給付実績をもとに、介護保険と医療保険を重複請求している事業者がないか確認作業を行い、疑義のある事業者については、必要に応じて返還請求などを行うなど、介護給付の適正化を図っていきます。

縦覧点検・医療情報との突合の目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
縦覧点検・医療情報との突合件数	100%	100%	100%

(5) 介護給付費通知

給付実績明細書を送付し、利用状況を通知することで利用者や家族に給付費がどの位かかっているかやサービス利用状況を再確認してもらい、サービスの見直しや適正利用の意識づけが促進され、介護保険制度の理解につなげていきます。

介護給付費通知の目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知	—	年2回	年2回

第10章 計画の進行管理

第1 計画の進行管理

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の着実な目標達成に向けて、毎年その進捗状況を管理するとともに、保健、医療、福祉関係団体の代表者などによる「昭和村保健福祉審議会」において、事業の実施状況の確認と計画の目標達成に向けて協議を行います。

計画、実行、点検・評価及び見直し（PDCA※）の観点から、計画の推進に際して、関係機関との意見交換等を通じて、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。

※PDCA：Plan（企画立案）、Do（実施）、Check（評価）、Action（企画立案への反映）
という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの

資料編

第5章に掲げる事業一覧

第1 生きがい対策の充実

1 生きがいづくりの推進

(1) 生きがい・仲間づくりの推進

老人クラブ連合会活動事業補助	老人クラブ連合会の活発な活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを推進する。
アクティブシニア活動支援事業	老人クラブ連合会の自主的な活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや仲間づくり、社会参加の場を創出するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みのための環境整備を行う。
老人休養ホーム利用助成事業	高齢者等が昭和村老人休養ホーム（しらかば荘）を利用する場合に利用料の一部を助成し、高齢者等の交流を図る。
世代間交流事業	高齢者と子どもなど多世代の交流を推進することで、高齢者の生きがいづくりを行う。

2 高齢者の社会参加の促進

(1) 高齢者の活動への支援

老人クラブ連合会活動事業補助（再）	老人クラブ連合会の活発な活動を支援し、高齢者の社会参加を促進する。
アクティブシニア活動支援事業（再）	老人クラブ連合会の自主的な活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや仲間づくり、社会参加の場を創出するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みのための環境整備を行う。
住民支え合い事業 （社会福祉協議会）	高齢者がボランティアスタッフとして事業に関わることで高齢者の社会参加を図る。
高齢者世帯等除雪支援事業	高齢者が除雪支援員として事業に携わることで社会参加と就労支援の場に結びつける。

第2 高齢者の安心・快適な暮らしの確保

1 在宅福祉サービスの充実

(1) 在宅生活を支援するサービスの充実

紙おむつ支給事業	在宅等で失禁の恐れがある高齢者に対し紙おむつを支給し清潔で心地よい生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図る。* 介護保険の要支援・要介護認定者は対象外
緊急通報装置設置事業	急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、高齢者及び身体障がい者等に対し緊急通報装置の設置を行う。
日常生活用具給付事業	一人暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者のいる世帯に対し、自動消火装置等の日常生活用具の給付を行う。
高齢者世帯等除雪支援事業（再）	高齢者世帯等で自力での除雪が困難な世帯に対し除雪に要する経費等について一部を助成する。
高齢者世帯援助金支給事業	高齢者世帯が除排雪補助設備として、屋根ぐし電熱線（付属屋も含む）や地下水ポンプを設置する場合に援助金を支給する。
配食サービス事業	在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう栄養バランスのとれた食事の提供を行う。
地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮できるよう体制整備と環境づくりに努める。
住民支え合い事業（再） （社会福祉協議会）	住民同士の助け合いを基本とし、ちょっとしたニーズに対して登録ボランティアスタッフが支援を行う。
車いす同乗軽自動車貸出事業 （昭和福祉会）	歩行が困難な高齢者等の外出を支援するため、車いす同乗軽自動車の貸し出しを行う。
除雪機械貸出事業 （社会福祉協議会）	自宅周辺等の除雪を行う個人に中型除雪機械と運搬車両の貸出を行う。
介護離職防止の普及啓発	介護離職防止のため、関係機関と連携し職場環境の改善等の普及啓発に努める。

2 災害・感染症対策の推進

(1) 大規模災害や感染症など危機事象への対応

介護事業所等への指導等の実施	介護事業者等への指導等を通じて、介護事業所等で策定している災害対策に関する具体的計画や感染症に係る対応策、災害及び感染症に係る訓練等の実施や必要な物資の備蓄・調達を定期的に確認する。
避難行動要支援者避難支援等事業	災害時に自力で避難することが困難な要介護者や重度の障がい者などの方々が、地域の中で避難の支援が行えるようにするため、「避難行動要支援者名簿」の定期的な見直しを行うとともに、関係機関との情報の共有のため要援護者の同意を得る体制整備を行う。また、災害時には、策定する個別支援計画に基づき、避難支援者による避難支援を行う等の支援体制の整備を図る。
備蓄・調達・輸送体制の整備 (医療資材等備蓄品購入(更新)事業)	感染症発生時において、衛生用品等の国内需給がひっ迫するなど必要な物資の確保が困難な状況に備え、必要な物資を備蓄するとともに、国や県と連携し、調達・輸送体制の整備に努める。
感染症予防事業	新たな感染症の流行や大規模災害に備え、正しい感染症の予防及び感染拡大防止についての普及啓発等を行う。

第3 認知症対策・権利擁護の推進

1 認知症の人やその家族への支援の充実

(1) 認知症に関する理解の促進や情報提供

認知症ケアパスの普及	認知症ケアパスの普及を通して認知症の方が地域で自分らしく生活できるよう努める。
認知症予防教室	様々な機会を有効に活用し、認知症に対する理解と認知症予防についての普及啓発を行う。
認知症サポーターの養成	認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を要請する。
認知症カフェ活動支援事業	認知症になってもいきいきと暮らせるやさしい地域づくり実現に向け、予防と共生の観点から事業を行う。

(2) 認知症の人やその家族を支える支援体制の構築

認知症初期集中支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・対応に向けた支援を行う。
認知症地域支援推進員活動事業	様々な機会を有効に活用し、認知症に対しての理解と認知症予防についての普及啓発を行う。

2 高齢者の権利擁護の推進

(1) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用支援事業	後見等開始の審判を申し立てるものがない認知症高齢者等のために審判の申立てを行うほか、後見人等報酬の助成等を行う。
成年後見制度利用促進事業 (中核機関の設置検討)	認知症や知的・精神障がいなどにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、中核機関の設置検討を行う。
弁護士・司法書士相談事業 (社会福祉協議会)	悪質商法や契約トラブル、心配ごとに関する相談に弁護士や司法書士が対応する。
あんしんサポート事業 (社会福祉協議会)	認知症高齢者や障がいのある方などを対象として、福祉サービスの利用や生活に必要なお金の出し入れ等を公的な制度で支援する。

(2) 高齢者虐待の防止

総合福祉ネットワーク推進事業	高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。
高齢者虐待防止研修会への参加	介護事業所等に対し、高齢者虐待の防止や早期発見に役立てる高齢者虐待防止研修会等への参加を促し、従事者等の資質向上を図る。
介護事業所等への指導等の実施(再)	介護事業者等への指導等を通じて、高齢者虐待防止の研修の実施状況を定期的に確認する。

第4 介護予防・地域支援体制の充実

1 介護予防・健康づくりの推進

(1) 介護予防の充実

訪問型サービス事業	要支援者または事業対象者を対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、身体介護や日常生活の支援などを行う。
通所型サービス事業	要支援者または事業対象者を対象に、デイサービスセンターなどで入浴、食事の提供や生活に関する相談等の日常生活の世話の他、運動器の機能訓練などを行う。
介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を必要とする高齢者の健診結果やKDBシステム等の情報分析を行い対象者の把握を行う。
介護予防普及啓発事業	一般高齢者を対象とし、通いの場など様々な機会を通じて、フレイル予防「社会参加・身体活動・栄養（食・口腔）」に関する情報の提供を広く周知し、主体的な介護予防の推進を図る。
地域リハビリテーション活動支援事業	村内通所サービスにおいて利用者の自立支援と重度化防止を図るため、作業療法士によるリハビリ支援を行う。
地域包括支援センターの機能強化（再）	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮できるよう体制整備と環境づくりに努める。
地域ケア会議等の開催	個別ケースの検討により、高齢者個人に対する支援の充実を図るため会議を行う。
生活支援体制整備事業	地域住民との対話を通じて、住民の暮らしぶりや地域の良さ、地域・生活課題等の洗い出しを行い、地域住民と共に情報を共有し、課題解決に取り組む。
フレイル予防対策	介護予防把握事業において、抽出された高齢者に対しアプローチの方向性と目標を定め、関係機関と連携しアウトリーチ型個別指導を行う。

(2) 健康づくりの推進

健康増進計画推進事業 (令和2年度計画策定予定)	昭和村健康増進計画に基づき、村民や関係機関・団体等と一体となって村民の健康づくりを推進する。
高齢者の健康づくり事業	生活習慣病の予防、健康増進、介護予防等について、正しい知識の普及を図るため健康教育や健康相談を行い村民の主体的な健康づくりを支援する。
フレイル予防対策(再)	介護予防把握事業において、抽出された高齢者に対しアプローチの方向性と目標を定め、関係機関と連携しアウトリーチ型個別指導を行う。
口腔ケア事業	口腔ケアは認知症の発症、身体機能の低下に関係性があることから医師や専門職などによる口腔ケアの正しい知識の普及啓発を行う。
個別保健指導	健診結果を基に高齢者の健康管理のための保健指導を行う。
総合健診・各種検診事業	総合健診を始め各種がん検診等を実施し、村民の主体的な健康管理を図る。

(3) 疾病予防の推進

総合健診・各種検診事業(再)	総合健診を始め各種がん検診等を実施し、村民の主体的な健康管理を図る。
村診療所による施設健診	村診療所において基本健診及びがん検診を実施することで、受診機会の確保を行うとともに受診率向上に努める。
後期高齢者人間ドック事業	75歳以上の高齢者で、節目の年齢時に人間ドックを受診する方に対し費用の一部を助成する。
高齢者の健康づくり事業(再)	生活習慣病の予防、健康増進、介護予防等について、正しい知識の普及を図るため健康教育や健康相談を行い村民の主体的な健康づくりを支援する。
個別保健指導(再)	健診結果を基に高齢者の健康管理のための保健指導を行う。
定期予防接種事業	感染症等の予防と感染した場合の重症化リスクの軽減のため、定期予防接種の接種勧奨を行う。
精神保健福祉事業	精神障がい者の方の社会参加と社会復帰を目指し、関係機関や近隣町村と連携した事業を行う。
自殺対策事業	生きづらさを感じている方への相談体制の整備と早期発見のための講習会等を行う。

2 地域包括ケアの推進

(1) 高齢者を地域全体で支えるための体制整備

高齢者生活支援ハウスの運営	一人暮らしや高齢者のみの世帯などで、自宅での生活に不安を抱える方に対し、生活支援ハウス（居住棟）での居住を提供する。
緊急通報装置設置事業（再）	急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、高齢者及び身体障がい者等に対し緊急通報装置の設置を行う。
日常生活用具給付事業（再）	一人暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者のいる世帯に対し、自動消火装置等の日常生活用具の給付を行う。
生活支援体制整備事業（再）	地域住民との対話を通じて、住民の暮らしぶりや地域の良さ、地域・生活課題等の洗い出しを行い、地域住民と共に情報を共有し、課題解決に取り組む。
地域ケア会議等の開催（再）	地域ケア会議による地域課題の発見及び解決や地域包括支援ネットワークの構築等により地域包括ケアシステム構築を目指す。
地域包括支援センターの機能強化（再）	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮できるよう体制整備と環境づくりに努める。
認知症初期集中支援事業（再）	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・対応に向けた支援を行う。
地域福祉計画の推進	地域福祉計画の推進のため、概要版をもとに地域での普及啓発を行う。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護サービス資源の把握	地域における医療と介護の連携促進を図る。
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行う。
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ間なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的な取り組みの企画・立案に努める。
医療・介護関係者の情報の共有支援	地域の医療・介護関係者の情報共有を支援する。

在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付ける。
医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者の連携を実現するため、多職種でのグループワーク等の研修に参加する。
地域住民への普及・啓発	地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。
在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	関係町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議検討を行う。

(3) 地域包括支援センター機能強化

地域包括支援センターの機能強化（再）	地域包括支援センターの公正及び中立性の確保や地域ネットワークの構築等を図るため、地域包括支援センターの運営について保健福祉審議会を開催する。
職員研修の実施	地域包括支援センターの職員等の資質向上を図る観点から、国、県等が行う研修に参加する。
地域ケア会議等の開催（再）	地域ケア会議による地域課題の発見及び解決や地域包括支援ネットワークの構築等により地域包括ケアシステム構築を目指す。
地域包括支援センターによる関係機関との連携強化	地域包括支援センターが行う総合相談支援や高齢者の権利擁護などの業務を効率的に遂行するため、地域の医療機関やサービス事業所、民生委員等との連携強化を図る。
地域包括支援センター事業実施方針に基づいた業務運営	地域包括支援センターが果たす役割等を盛り込んだ「地域包括支援センター事業実施方針」に基づく業務運営を行う。

(4) 地域づくりへの支援

援護を必要とする住民の見守りと相談支援活動の推進	民生委員や高齢者見守り支援員等と連携し、地域住民の生活実態を把握するとともに、援護を必要とする住民の相談に応じ、福祉サービスの利用についての情報提供などの支援活動を行う。
生活支援体制整備事業（再）	地域住民との対話を通じて、住民の暮らしぶりや地域の良さ、地域・生活課題等の洗い出しを行い、地域住民と共に情報を共有し、共に課題解決に取り組む。
地域福祉計画の推進（再）	地域福祉計画の推進のため、概要版をもとに地域での普及啓発を行う。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制整備を行う。
アクティブシニア活動支援事業（再）	老人クラブ連合会の自主的な活動を支援し、高齢者の生きがいつくりや仲間づくり、社会参加の場を創出するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みのための環境整備を行う。
高齢者の健康づくり事業（再）	生活習慣病の予防、健康増進、介護予防等について、正しい知識の普及を図るため健康教育や健康相談を行い村民の主体的な健康づくりを支援する。
個別保健指導（再）	健診結果を基に高齢者の健康管理のための保健指導を行う。

第5 介護サービスの充実

1 介護保険対象サービスの提供

(1) 在宅サービスの提供

訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパー（訪問介護員等）が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話の他機能訓練などのサービスを提供する。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などにおいて短期入所者に、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
福祉用具貸与	居宅において、自立した日常生活を営めるように車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与する。
特定福祉用具販売	居宅において自立した日常生活を営めるようにポータブルトイレや入浴補助用具など排せつや入浴に使われる福祉用具の購入費の一部を支給する。

住宅改修費支給	居宅において自立した日常生活を営めるように手すりの取り付けや段差解消など小規模な住宅改修費の一部を支給する。
居宅介護支援	居宅で介護を受ける要介護・要支援者の心身の状況、機能などを踏まえ、介護（予防）サービス計画を作成するとともに、サービスの提供機関との連絡調整を行うなどのサービスを提供する。

(2) 施設サービスの提供

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理等のサービスを提供する。
-------------------------	--

2 介護サービスの質的向上

(1) 介護基盤の整備促進

ケアプラン適正化に向けた指導	介護支援専門員は、要介護者が自立した日常生活を営むのに必要な援助を行うこととされており、その質の向上が非常に重要なものであることから、ケアプラン作成技術の向上と介護支援専門員の資質の向上に努める。
介護人材の養成や潜在的人員の活用に資する県や他団体の情報提供	介護人材の養成や潜在的人員の活用に資する県等の事業の情報を収集し提供する。
地域ケア会議等の開催（再）	地域ケア会議による地域課題の発見及び解決や地域包括支援ネットワークの構築等により地域包括ケアシステム構築を目指す。
介護ロボットやI C T の活用事例の周知	業務の効率化に向けた取り組み検討のため、介護ロボットやI C T の活用事例等を事業所へ周知する。
介護サービス事業所等による申請手続きの簡素化	業務効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続きの簡素化に取り組む。
サービス提供事業者への指導・監査の実施	サービス事業者等の指導及び監査を行い、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図る。
学校における福祉、ボランティア活動の導入検討	福祉ボランティアに関する学習の重要性を鑑み、総合的な学習の時間等を活用し介護体験や交流活動等の取り組みを進めるための検討を行う。

3 サービス提供のための体制づくり

(1) 介護給付の適正化の推進

適正化計画へ記載のとおり

(2) 広報・相談体制の充実

制度周知用パンフレットの作成、配布	制度周知用のパンフレットを作成し、介護保険の仕組みと利用方法の周知・広報を行う。
総合相談体制の充実	認知症、高齢者の権利擁護、高齢者虐待、健康相談・疾病予防など相談内容が多岐にわたることから、村民が相談しやすい体制整備を行う。
地域包括支援センター等各関係機関における相談支援の充実	地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族の相談に応じ、サービスに関する情報提供等の初期相談対応、継続的・専門的な相談支援を行う。